
これまでの大規模災害における 災害廃棄物対策

令和7年2月27日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



1. 東日本大震災以降の災害における被害状況と支援実績
2. 東日本大震災における対応
3. 平成28年熊本地震における対応
4. 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）における対応
5. 令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）における対応
6. 令和2年7月豪雨における対応
7. 令和6年能登半島地震における対応

1. 東日本大震災以降の災害における 被害状況と支援実績

東日本大震災以降の災害における被害状況と支援実績①

(災害廃棄物量1万トン以上かつ環境省からの支援実績有りの災害を抜粋)



災害名	災害の種別	発生年月	損壊家屋数 [棟]							災害廃棄物量 [トン]	支援実績		
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損	合計		環境省	DWN	人材バンク
令和6年9月20日からの大雨	水害	R6年9月	110	576	119	68	888	0	1,761	情報なし	●	●	—
令和6年7月25日からの大雨	水害	R6年7月	9	9	12	431	959	0	1,420	19,000	●	—	●
令和5年台風第13号	水害	R5年9月	1	0	27	1,856	1,045	0	2,929	30,000	●	●	—
令和5年梅雨前線による大雨	水害	R5年6月	16	49	171	768	2,078	0	3,082	76,000	●	—	●
令和5年7月15日からの梅雨前線による大雨	水害	R5年7月	2	2	4	824	479	0	1,311	上記に含む	●	●	●
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号	水害	R5年6月	13	6	36	2,149	5,841	0	8,045	20,000	●	—	●
令和5年5月5日能登地震	地震	R5年5月	18	15	706	0	0	0	739	58,000	●	—	●
令和4年台風第15号	水害	R4年9月	6	1,801	1,718	5,195	4,275	0	12,995	24,000	●	●	●
令和4年8月3日からの大雨	水害	R4年8月	28	586	337	1,710	4,381	0	7,042	23,000	●	●	●
令和4年福島県沖地震	地震	R4年3月	111	1,285	19,048	0	0	0	20,444	375,000	●	—	—
令和3年8月豪雨	水害	R3年8月	43	1,315	296	1,024	5,531	0	8,209	76,000	●	●	●
令和3年7月豪雨	水害	R3年7月	59	115	342	472	2,638	0	3,626	13,000 (土砂混じりがれき含む)	●	—	●
令和元年8月の前線に伴う大雨	水害	R1年8月	88	884	30	816	4,398	0	6,216	14,277	●	●	—

※表中の災害は以下の基準で抽出した災害のうち、「災害廃棄物量1万トン以上かつ環境省からの支援実績有りの災害」を抜粋して掲載（特定非常災害を除く）

○令和3年度～令和6年度

災害 : 災害廃棄物対策推進検討会で取り上げた災害
 損壊家屋数 : 内閣府の災害情報より引用
 (令和2年2月25日時点)
 災害廃棄物発生量 : 災害廃棄物対策推進検討会資料より引用
 (検討会開催時点の推計値)

○東日本大震災～令和2年度

災害 : 災害等廃棄物処理事業費補助金の活用実績がある災害
 損壊家屋数 : 補助金活用した自治体の被害棟数合計
 災害廃棄物発生量 : 補助金活用した災害廃棄物の合計

※支援実績の記載基準は以下のとおり。

○現地派遣実績のある災害について●を記載。災害廃棄物対策推進検討会資料 及び 内閣府の被害情報等より引用

東日本大震災以降の災害における被害状況と支援実績②

(災害廃棄物量1万トン以上かつ環境省からの支援実績有りの災害を抜粋)

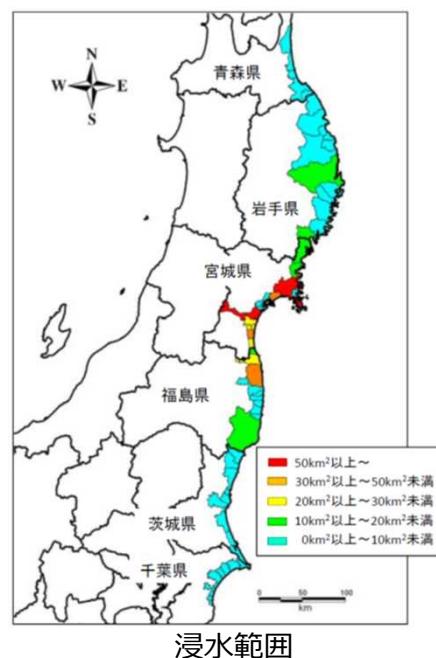
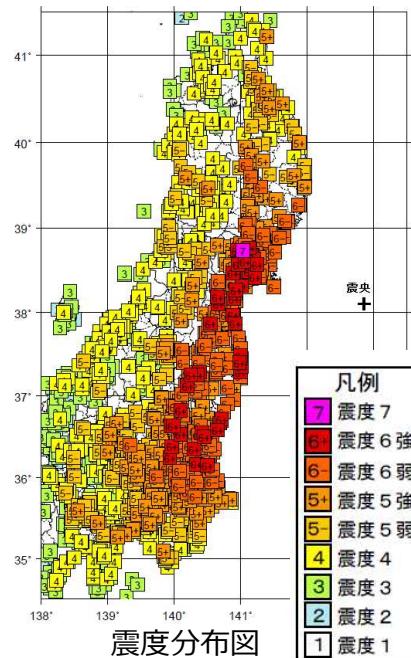
災害名	災害の種別	発生年月	損壊家屋数 [棟]							災害廃棄物量 [トン]	支援実績		
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損	合計		環境省	DWN	人材バンク
平成30年北海道胆振東部地震	地震	H30年9月	624	1,787	45,444	0	0	0	47,855	95,104	●	●	—
平成30年台風第20号・21号	水害	H30.8.23 H30.9.4	42	626	78,635	50	45	2	79,400	45,144	●	—	—
平成30年大阪北部地震	地震	H30年6月	20	454	55,655	0	0	0	56,129	12,959	●	●	—
平成29年台風第18号	水害	H29年9月	3	609	372	1,512	2,271	0	4,767	19,000	●	●	—
平成29年7月九州北部豪雨	水害	H29年7月	326	1,107	29	172	1,406	1	3,041	48,972	●	●	—
平成28年12月強風（糸魚川火災）	その他	H28年12月	88	4	13	0	0	147	252	20,562	●	●	—
平成28年台風第10号	水害	H28年8月	525	1,445	107	1,068	1,442	0	4,587	113,966	●	●	—
平成27年9月関東・東北豪雨	水害	H27年9月	77	6,778	304	2,231	8,839	0	18,229	59,674	●	●	—
平成26年8月豪雨（広島市）	水害 土砂	H26年8月	179	217	189	1,084	3,080	0	4,749	522,114	●	—	—
平成26年8月15日からの大雨	水害	H26年8月	25	323	2,448	1,412	2,450	0	6,658	105,841	●	—	—
平成26年2月大雪	雪害	H26年2月	22	23	12,485	1	0	0	12,531	22,457	●	—	—
平成25年台風第26号	水害	H25年10月	75	92	187	963	1,337	0	2,654	159,502	●	—	—
平成25年台風第18号	水害	H25年9月	18	576	810	1,305	1,898	0	4,607	12,267	●	—	—
平成25年7月大雨	水害	H25年7月	53	598	64	511	3,300	0	4,526	12,736	●	—	—
平成24年7月3日からの大雨および平成24年7月11日からの大雨	水害	H24年7月	305	1,067	1,365	1,606	3,796	0	8,139	49,493	●	—	—
平成24年5月竜巻	その他	H24年5月	104	350	844	0	0	0	1,298	19,446	●	—	—
平成23年台風第12号	水害	H23年9月	349	2,230	122	5,027	15,353	0	23,081	94,876	●	—	—

2. 東日本大震災における対応

東日本大震災
①災害をもたらした地震の概況

地震	発生日時	マグニチュード	震度	震央地名
	平成23年3月11日 14時46分	9.0	最大震度7 (宮城県北部)	三陸沖 (北緯38.1度、東経142.9度)

津波	発生日時	津波警報	津波の観測値 (最大波)		
	平成23年3月11日 14時49分	津波警報 (大津波) を発表	【検潮所】 えりも町庶野 15:44 3.5m 宮古 15:26 8.5m以上 大船渡 15:18 8.0m以上 釜石 15:21 420cm以上 石巻市鮎川 15:26 8.6m以上 相馬 15:51 9.3m以上 大洗 16:52 4.0m	【GPS】 岩手釜石沖 15:12 661cm以上 岩手宮古沖 15:13 623cm以上 気仙沼広田湾沖 15:15 563cm以上	



- 災害廃棄物約2千万トン (13道県239市町村)
- 津波堆積物約1.1千万トン (6件36市町村)



出典：気象庁

東日本大震災

②建物被害状況

建物被害状況（棟）

都県名	住家						非住家		計
	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	小計	公共 建物	その他	
青森県	308	701	1,005	0	0	2,014	0	1,402	3,416
岩手県	19,508	6,571	19,068	0	6	45,153	529	4,179	49,861
宮城県	83,005	155,131	224,202	0	7,796	470,134	9,948	16,848	496,930
福島県	15,480	83,612	141,065	1,061	351	241,569	1,010	36,882	279,461
茨城県	2,637	25,054	190,532	33	610	218,866	1,763	22,644	243,273
栃木県	261	2,118	74,173	0	0	76,552	718	9,706	86,976
埼玉県	24	199	16,511	0	0	16,734	95	0	16,829
千葉県	807	10,313	57,505	61	455	69,141	12	827	69,980
東京都	20	223	6,570	0	0	6,813	419	786	8,018
その他	0	66	19,433	335	567	20,401	33	595	21,029
合計	122,050	283,988	750,064	1,490	9,785	1,167,377	14,527	93,869	1,275,773

※令和6年3月1日時点

※その他に含まれるのは、北海道、秋田県、山形県、群馬県、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、三重県、大阪府、徳島県、高知県

東日本大震災

③廃棄物処理施設の被害状況

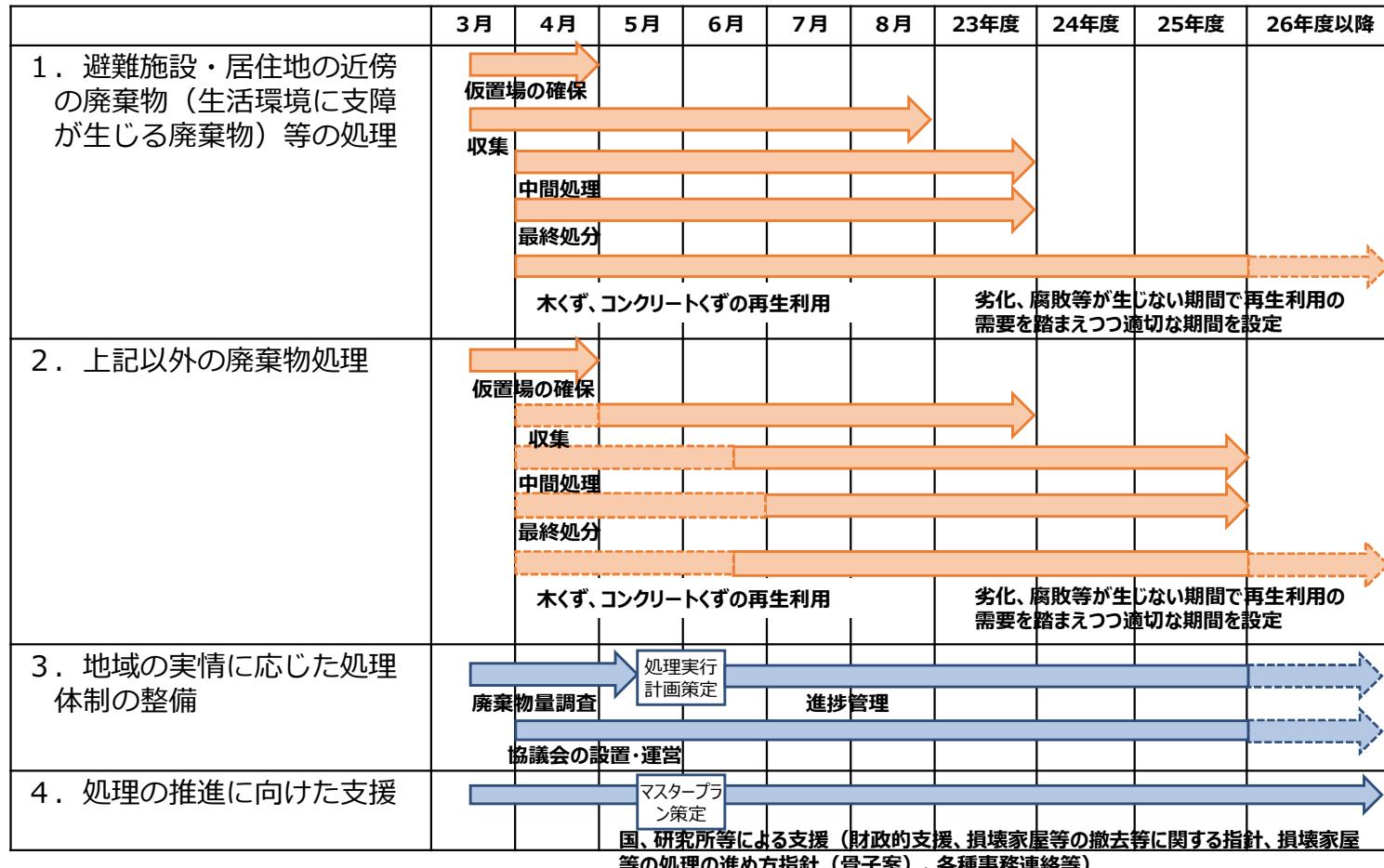
岩手県・宮城県内の廃棄物処理施設の被害状況

	区分	県内の施設数	被害が確認された施設数	稼働再開までに発災後2週間以上を要した施設数
岩手県	ごみ焼却施設	16施設	5施設	災害記録誌等による記録が存在せず、不明
	資源化施設	23施設	3施設	
	粗大ごみ処理施設	14施設	2施設	
	し尿処理場	16施設	4施設	
	最終処分場	24施設	5施設	
宮城県	ごみ焼却施設	18施設	9施設	4施設
	資源化施設	18施設	6施設	5施設
	粗大ごみ処理施設	12施設	4施設	3施設
	し尿処理場	17施設	7施設	2施設
	最終処分場	28施設	6施設	3施設

出典：東日本大震災による施設被害状況調査一覧（全国都市清掃会議）

※1 施設数は一般廃棄物処理実態調査結果（H23年度調査結果）より集計（休止、廃止、埋立終了を除く）

※2 発災日を平成23年3月11日として、稼働再開までの日数を算定

東日本大震災
④災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

混合廃棄物

腐敗性廃棄物

住宅の基礎部分
【仮置場への移動】

- 生活環境に支障が生じうる災害廃棄物：平成23年8月末までを目途
- その他：平成24年3月末までを目途

【中間処理・最終処分】

- 腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分
- 木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの
：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定
- その他：平成26年3月末までを目途

- ✓ [岩手県] 発災3ヶ月後（平成23年6月）に「岩手県災害廃棄物処理実行計画」を策定（推計量386万トン、発災後3年間（平成26年3月まで）での処理完了）
- ✓ 平成23年8月に「岩手県災害廃棄物（推計量525万トン）、平成25年5月に第二次改定（推計量525万トン）
- ✓ 【実績】処理量584万トン、発災後3年（平成26年3月）で処理完了

- ✓ [宮城県] 発災直後に「災害廃棄物処理の基本方針」（平成23年3月28日）、「災害廃棄物処理指針」（平成23年4月）を策定、平成23年8月に「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第一次案）」を策定。平成23年3月時点での推計量は3,573～3,873万トン。
- ✓ 平成24年7月に第二次案（1,924万トン）、平成25年4月に最終案（推計量1,795万トン）を策定
- ✓ 【実績】処理量1,951万トン、発災後3年（平成26年3月）で処理完了

- ✓ 岩手県及び宮城県では、地方自治法第252条の14第1項に基づく市町村からの事務委託により処理を推進
- ✓ 岩手県・宮城県ともに、沿岸部を複数の地区やブロック（岩手県は7地区、宮城県は4ブロック）に分け、それぞれ二次仮置場を1箇所以上設置。災害廃棄物の処理を、建設事業者や産業廃棄物処理事業者からなる特定業務共同企業体（JV）に委託して事業を推進。

災害廃棄物量（計画・実績）

県名	計画（初期）		実績			再生利用率（B÷A）
	推計量	再生利用率	最終処理量（A=B+C）			
岩手県	386万t	—	584万t	510万t	74万t	87.3%
宮城県	最大3,873万t	—	1,869万t	1,651万t	218万t	88.3%

※再生利用には、燃料利用は含めていない。

出典：「3県沿岸市町村（岩手県・宮城県・福島県（避難区域を除く））の災害廃棄物等の処理状況」（平成26年3月31日）

東日本大震災

⑥現地支援体制

取組のポイント

課題

- ✓ 環境省：現地対策本部を東北地方環境事務所（仙台市）に設置。被災3県の県庁に現地支援チームを常駐させたことに加え、沿岸市町村を巡回支援。
- ✓ 自治体・廃棄物関係団体：環境省から支援を要請し、連携して災害廃棄物の収集運搬や広域処理等を支援（後にその多くがD.Waste-Netメンバーとなる）。
- ✓ 国立環境研究所：研究者ネットワークを活用した取組や、仮置場での火災防止対策をはじめ様々な技術情報を取りまとめ、ホームページを通じて積極的に情報発信。
- ✓ 廃棄物資源循環学会：若手研究者を中心に「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」を立ち上げ、メンバーを現地派遣するなど、情報収集や知見の集約、ネットワークの構築に尽力。
- ✓ 関係者の役割を明確化した上で、平時から国、自治体、事業者、専門家等が連携・協力関係を構築し、発災後迅速に対応にあたることが求められる。
- ✓ 被災自治体のマンパワー不足、知見者不足を補う支援の仕組みが必要。
- ✓ 発生量推計について、津波被害の考慮等を踏まえた推計方法の確立。

環境本省

関係省庁

現地災害対策本部（東北地方環境事務所）

岩手県内支援チーム

- ・技術支援リーダー：1名
- ・事業実施支援リーダー：1名
- ・チーム員：2名
- ・エキスパート：2名
- ・合計：6名

宮城県内支援チーム

- ・技術支援リーダー：1名
- ・事業実施支援リーダー：1名
- ・チーム員：2名
- ・エキスパート：5名
- ・合計：9名

福島県内支援チーム

- ・技術支援リーダー：1名
- ・事業実施支援リーダー：1名
- ・チーム員：2名
- ・エキスパート：1名
- ・合計：5名

現地政府対策本部

廃棄物関係団体

国立環境研究所

廃棄物資源循環学会

【生活ごみ（家庭ごみ・避難所ごみ）、腐敗性廃棄物】

- ✓ 直営車両や委託事業者、他都市の応援車両により収集。
- ✓ 家庭ごみの収集再開後は、収集回数を減らして対応した自治体もある。
- ✓ 仙台市では、施設の復旧を待って事業系ごみや資源ごみの収集を再開。
- ✓ 被災米穀・大豆は県外の最終処分場で埋立処分、冷凍水産物等は海洋投入も実施。

【し尿】

- ✓ 収集体制は、全国の事業者の支援を得て、通常時と同等の体制を構築。
- ✓ 津波によりし尿処理施設が被災したため、県の調整により、内陸部や県外の施設で処理。内陸部への輸送のため、多目的貯留槽を中継し、中型・大型運搬車両等への積み替えによって効率的な運搬を実施。
- ✓ 浸水した便槽からの汲み取りし尿は塩分濃度が高く、緊急的に内陸の流域下水道終末処理場で処理。

【生活ごみ・避難所ごみ・腐敗性廃棄物・し尿】

- ✓ 処理の停滞は、衛生環境の悪化が懸念されることから、優先的な処分が必要となるため、他自治体・関係団体等の応援を前提とした体制構築が重要。その際には、必要な資機材の確保についても、関係者間で事前にすりあわせしておく必要がある。
- ✓ 限られた燃料で効率よく収集作業を行うために、平時の生活ごみ、し尿処理の収集場所等の情報を把握しておくとともに、避難所の情報等、自治体内の他部署との連携が必要な事項について、平時に情報共有体制について確認しておくことが必要。

【廃棄物処理施設等の復旧】

- ✓ 施設の損壊がなくとも（損壊が軽微であっても）、電力等の遮断、燃料・水・処理薬剤等の供給不能により、稼働停止した施設もあった。施設整備時の耐震、浸水対策に加え、非常用電源の設置、再生可能エネルギーの利用、非常時の用役確保の事前準備等、早期復旧を可能とする事前の備えが重要。
- ✓ 道路の分断により処理再開できない施設もあった。関係省庁、関係団体との連携体制構築が必要。
- ✓ 凈化槽の復旧について、使用可否にかかる判断基準等、今回災害の対応を踏まえた対応の周知。

東日本大震災

⑧仮置場の開設状況

取組のポイント

- ✓ 岩手県、宮城県の合計363箇所で、一次仮置場を設置。
- ✓ 一次仮置場へ搬入された廃棄物は、津波によって混合状態になったものであり、選別・破碎・焼却等の中間処理を行う二次仮置場（数ヘクタール規模）へ搬入され処理。
- ✓ 岩手県・宮城県では、二次仮置場に破碎・選別施設 計22箇所、仮設焼却炉 計33炉を設置。
- ✓ 津波堆積物やコンクリートからは、地盤の嵩上げや復興資材として活用。
- ✓ リサイクル対象品目（自動車、家電）、パソコン、有害物質（PCB、アスベスト、フロン）、再生利用に関する事項、海洋投入処分に関する事項、仮置場における火災発生防止など二次被害防止に関する事項等について、環境省から各種通知文の発出等を実施。

課題

- ✓ 仮置場の事前選定や、リサイクルや二次被害防止の観点を踏まえた仮置場管理運営方針の策定など、事前の計画策定が重要。
- ✓ 農地を仮置場とした際、土壤汚染調査をはじめ原状復旧に相当の労力を要した。仮置場の選定の考え方について整理が必要。
- ✓ 津波堆積物やコンクリートからの排出時期と利用時期にタイムラグが生じた。できるだけ早期に利用できるよう、災害時に備えて平時から関係機関と連携して利用方法を検討しておくことが大事。
- ✓ 仮設炉の設置に係る生活環境影響調査の手続き等の簡素化措置がなされたものの、運転開始時期が発災から1年以上経過する場合もあったことから、更なる簡素化の措置の検討が必要。
- ✓ 津波被害では、漁具・漁網をはじめ多種類の適正処理困難物の発生が予想されることから、平時からの処理方法や処理先を検討しておくことが望まれる。

	一次仮置場		二次仮置場		仮設焼却炉
	設置数	面積 (m ²)	設置数	面積 (m ²)	炉
岩手県	105	950～240,000	9	20,243～220,000	2
宮城県	258	1,000～411,000	17	27,000～800,000	31



出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル

東日本大震災

⑨広域処理

取組のポイント

- ✓ 市町村から県への事務委託（岩手県内12市町村、宮城県内13市町）により災害廃棄物処理を推進（主には広域処理を範囲とするが、自治体の規模、廃棄物処理の状況等を勘案して幅広く事務委託の範囲とした）。
- ✓ 鉄道輸送や海上輸送により、可燃物・木くず・不燃混合物、漁具・漁網等が広域処理され、1都1府16県の92自治体及び民間の廃棄物処理施設で合計62万トンを処理・処分。
- ✓ 特に、容積が大きく、火災等が問題となった可燃物や木くずの焼却処理について、岩手県・宮城県の発生量の約12%、不燃混合物の埋立量は約43%に達し、処理目標期間内の処理及び早期の一次仮置場解消に貢献。

課題

- ✓ 災害廃棄物の発生状況や処理の困難度等に応じ、国・県・市町村が相互に連携し、それぞれの役割が果たせる制度設計が求められる。
- ✓ 他自治体、民間事業者等との災害時支援協定の締結等、平時からの相互連携が必要。
- ✓ 災害廃棄物の特性を踏まえた、産業廃棄物処理施設での受入手続きの簡素化や再委託など、特例措置が講じられたが、今後の災害に備えてはあらかじめ制度化しておく必要。
- ✓ 処理困難物等については、処理先も限られることから、あらかじめ処理先を確保しておく必要。

【岩手県・宮城県における広域処理量（平成26年3月31日時点）】

	可燃物※1	木くず	不燃混合物※2	漁具・漁網	合計※3
岩手県	14	2	15	2	33
宮城県	13	3	14	–	2962
合計	27	5	29	2	

※1 宮城県の再利用（廃プラスチック、その他）は可燃物に分類

※2 宮城県は漁具・漁網を不燃混合物に計上

※3 端数処理の関係で合計値があわない場合がある

【災害廃棄物処理に占める広域処理の割合】

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物・木くずの焼却	25%	8%	12%
不燃混合物の埋立	57%	33%	43%

岩手県では、漁具・漁網の発生量の66%を広域処理で処理



可燃物の搬出の様子
岩手県大槌町→東京都（民間）



取組のポイント

- ✓ 損壊家屋等の撤去等に関する指針を示し、被災市町による撤去・解体を促進。
- ✓ 半壊家屋の解体に関して、これまで阪神・淡路大震災での特例措置を除いて災害等廃棄物処理事業費補助金の対象ではなかったが、未曾有の被害を鑑み、補助対象に拡大。
- ✓ 災害廃棄物の処理は県へ事務委託を行った市町村がある一方で、損壊家屋等の撤去等は市町村の事務として行われた。津波被害により家屋が流出するなどして家屋の基礎部分のみが残っている場合は、基礎部分のみ撤去された。
- ✓ 共有者全員の意向確認ができない場合であっても、確認できない事情や家屋の状況等を勘案してやむを得ないと判断される場合は、所有権に関する問題が生じても、申請者が責任をもって対応する旨の申請書を提出することにより、受付を行った自治体もあった（宣誓書方式）。
- ✓ 分譲マンションの場合、全員同意を基本としながらも相続手続未完了や区分所有者と連絡が取れない場合等は、区分所有者の同意を持って居住者の同意に代えることを認める等、柔軟に対応した自治体もあった。
- ✓ 空き家に関しては、平時から対策を担当する課が所有者や関係者に働きかけた事例があった。登記上の所有者が死亡したが相続手続が済んでいないものは、相続人または親族が願い出たが、区長が願出者となつた事例もあった。

課題

- ✓ 膨大な損壊家屋等の撤去においては、解体工事体制（解体業者の確保）の確保、解体工事の管理体制の構築が必要。発災後は職員の確保が困難であることから、他自治体や事業者等に委託でき得る業務の整理と委託先の確保（土地家屋調査士会、補償コンサルタント等）が重要。
- ✓ 空き家を含め、所有者の同意を得ることが困難な事例（行方不明、公的な書類で確認できない等）に対して、平時から制度的な対応を含め、円滑に解体を進めるための対応を議論しておくことが必要。
- ✓ アスベストの使用が想定される家屋や建材について、平時からの使用状況の把握等を行う必要。

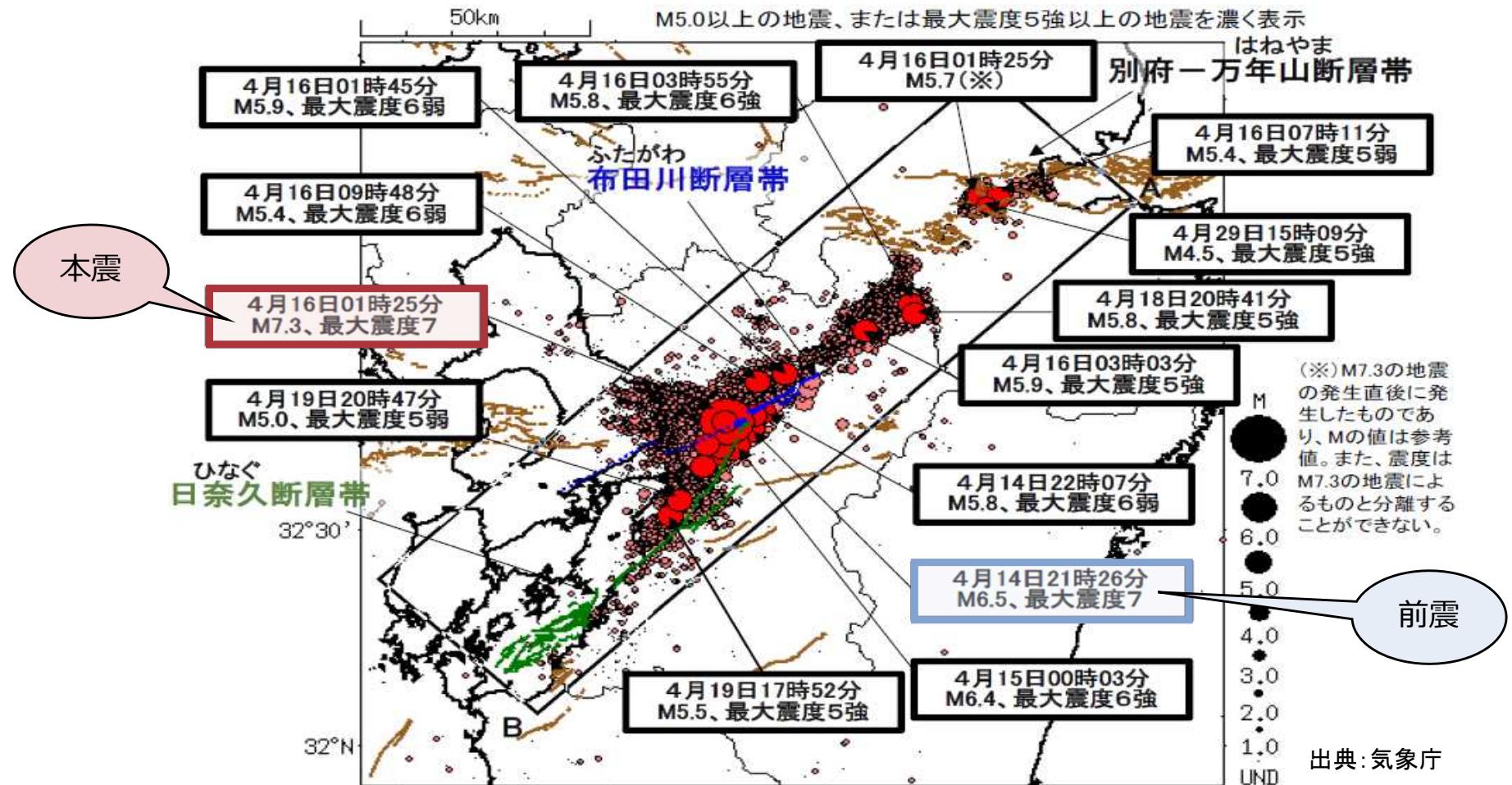
3. 平成28年熊本地震における対応

熊本地震

①災害をもたらした地震の概況

日時		マグニチュード	震度	場所	活動	型	
前震	4月14日	21時26分	6.5	最大震度7	益城町	日奈久断層帯の高野ー白旗間の活動	横ずれ断層型
本震	4月16日	1時25分	7.3	最大震度7	益城町西原村	布田川断層帯の布田川区間の活動	横ずれ断層型

出典:地震調査研究推進本部



建物被害状況（棟）

県名	住家				非住家		計
	全壊	半壊	一部損壊	小計	公共建物	その他	
熊本県	8,657	34,491	155,095	198,243	467	12,857	211,567
大分県	10	222	8,110	8,342	-	59	8,401
宮崎県	-	2	39	41	-	-	41
福岡県	-	4	251	255	-	-	255
その他	-	-	5	5	-	2	7
計	8,667	34,719	163,500	206,886	467	12,918	220,271

※平成31年4月12日時点

※その他に含まれるのは、山口県、佐賀県、長崎県

※非住家被害は、熊本県内では公共建物467棟、その他12,857棟、大分県内ではその他の59棟、佐賀県ではその他の2棟。

熊本県内の廃棄物処理施設の被害状況

区分	熊本県内の施設数	被害が確認された施設数	稼働再開までに発災後2週間以上を要した施設数
ごみ焼却施設	25施設	5施設	3施設
ごみ固形燃料（RDF）化施設	2施設	2施設	1施設
し尿処理場	21施設	5施設	1施設
最終処分場	25施設	-	-

- ✓ 発災1ヶ月後に災害廃棄物処理の基本方針を決定(推計量100万～130万トン、発災後2年以内（平成30年4月）の処理完了、市町村による処理が困難の場合に県への事務委託を実施)
- ✓ 基本方針に基づき、発災2ヶ月後に「熊本県災害廃棄物処理実行計画」を策定（推計量195万トン）
- ✓ 平成29年3月末に公費解体の申請受付を原則として終了し、概ね公費解体棟数が確定したことから、発災14ヶ月後（平成29年6月）に実行計画を改定（推計量289万トン、市町村別の公費解体計画（平成30年3月までに解体完了）の追加）
- ✓ 【実績】処理量311万トン、発災後2年8ヶ月（平成30年12月末）で処理完了

災害廃棄物の処理スケジュール



災害廃棄物量

計画 (H28.6実行計画)		実績			
推計量	再生利用率	最終処理量 (A=B+C)	再生利用 (B)		再生利用率 (B÷A)
			再生利用 (B)	処分 (C)	
195万t	70%以上	311万t	243万t	68万t	78.2%

公費解体棟数（実績）

公費解体棟数	35,675棟
--------	---------

熊本地震

④現地支援体制

ポイントの
取組

課題

- ✓ 発災翌日より環境省職員を派遣。同日、D.Waste-Netを活用し専門家を派遣。発災直後から災害廃棄物担当部局の近くに事務所を設けることで、タイムリーな情報共有、迅速な対応につながった。
- ✓ 発災初期には、東日本大震災の被災県・市より災害廃棄物対応経験を有する職員を派遣。県が行うべき事務が明確となり、円滑な業務遂行に貢献。

- ✓ 被災自治体と支援者、支援者間の連携不足により、支援要請に関する情報の錯綜、現地状況が把握できず支援と受援のミスマッチが発生。被災自治体と支援者間の調整を担うものの必要性の検討、被災自治体における受援体制の構築が重要。
- ✓ 二次仮置場の整備工事の発注や管理業務、公費解体に関わる事務においては、土木系技術職員の確保が必要。

環境本省



熊本県現地支援チーム

現地対策本部 リエゾン

- ・派遣人数：環境省 1～2名
- ・派遣期間：4月15日～8月31日

熊本市常駐

- ・派遣人数：環境省 2名
- ・派遣期間：4月27日～6月25日

熊本県庁常駐

- ・派遣人数：5～10名
- ・派遣期間：4月15日～
- ※ 8月1日より、県庁から九州地方環境事務所に支援拠点を移転

益城町常駐

- ・派遣人数：環境省 1名
- ・派遣期間：5月6日～7月11日

大分県庁派遣

- ・派遣期間：4月18日～

D.Waste-Net

- ・派遣等団体数：14団体
- ・派遣期間：4月15日～7月29日

応援職員派遣

- ・派遣団体数：9都33自治体以上
(およそ300人)
- ・派遣期間：4月16日～

熊本地震

⑤発災初期における対応

ポイントの
取組

課題

- ✓ 廃棄物処理施設停止時に、関係団体との災害協定を活用することで、迅速な対応に直結。
- ✓ 生活ごみと災害ごみの混在化により、悪臭等の生活環境の悪化、火災等が懸念される状況となつた。分別して収集するための住民周知、収集方法の検討が必要。
- ✓ 発災後、集中的にごみが排出される時期や、施設の被災状況等によって、通常の処理体制では対応できないため、他自治体・関係団体等の応援を前提とした、平時の災害協定締結・受援体制の構築が必要。

復旧に時間を使った廃棄物処理施設（稼働再開までに発災後2週間以上を要した施設を抜粋して掲載）

	団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	復旧までの期間
ごみ焼却施設	熊本市	東部環境工場	焼却炉（1号炉）のボイラー破損のため停止	H28.5.17	34日
	御船町甲佐町衛生施設組合	御船甲佐クリーンセンター（1号炉・2号炉）	建屋損傷及び焼却施設の一部損傷のため稼働停止	H28.7.25	103日
	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	益城クリーンセンター（1号炉・2号炉）	建屋及び焼却施設の損傷のため稼働停止	H28.5.30	47日
ごみ固化燃料化施設（RDF）	阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター未来館（1号機・2号機）	施設の損傷のため稼働停止していたが、設備は復旧	H28.8.2	111日
し尿処理施設	熊本市	秋津浄化センター	地中埋管が破損したため稼働停止	廃止	－
	阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター蘇水館	配管が破損したため稼働停止	4月28日	15日

施設停止期間の措置

生活ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 県内外の他の一般廃棄物処理施設での処理を調整。収集にあたっては他自治体、関係団体により収集車両や作業員を派遣。 生活ごみと災害ごみのごみステーションでの混在により、例外的措置として、平成28年4月28日から5月3日にかけて、幹線道路を中心に交通に支障のある災害廃棄物の自衛隊による撤去が行われた。
し尿	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との災害協定に基づき、関係省庁や流域下水道指定管理者等と協議し、前震から1週間後（4月21日）から同年5月10日までの間、熊本北部流域下水道の施設を利用（マンホールからし尿を投入）し処理が行われた。 下水道管の継ぎ目のずれや土砂の流入により汚水の流下能力が失われた事例では、関係団体協力のもとバキューム車で汚水をくみ上げ、破損していない別ルートのマンホールへ投入して処理するなど、緊急的なバイパス措置を実施。

熊本地震

⑥仮置場の開設状況（1）

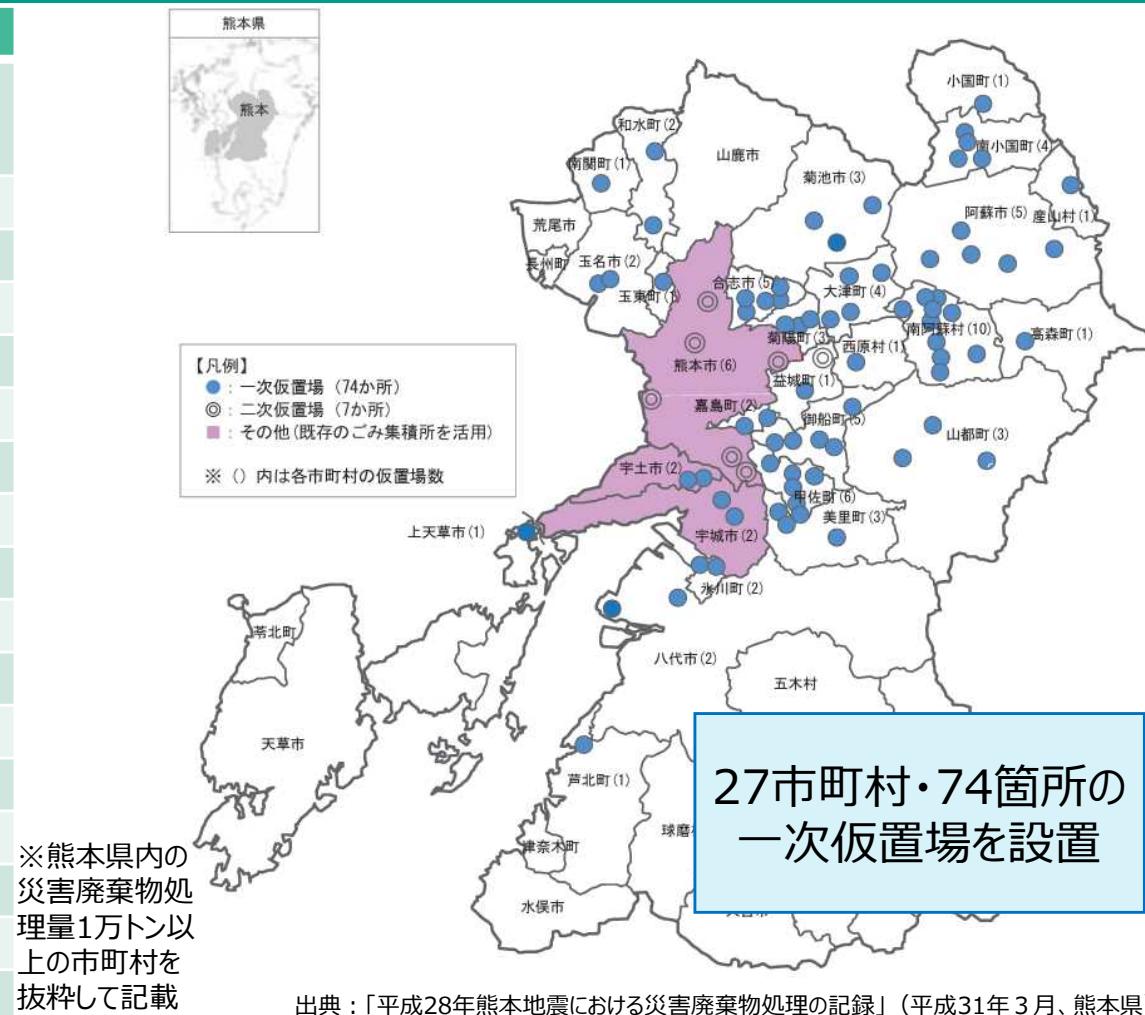
ポイントの
取組

課題

- ✓ 発災から1週間で、熊本県内の22市町村41箇所の仮置場が開設。災害協定に基づき廃棄物処理事業者と連携して、初動時からスムーズに対応。
- ✓ 仮置場は災害廃棄物処理において核となる部分であり、事前に候補地を選定しておくことが重要。可能な限り公有地を複数箇所選定し、予め関係部局との調整を行っておくことが望ましい。

一次仮置場一覧

市町村名	箇所数	面積 (ha)	設置期間
熊本市	※片付けごみは、市内約2万箇所のごみステーションを利用。地域によっては、市の設定する駐車場や公園を一次仮置場として設置。解体廃棄物は、二次仮置場に直接搬入。		
宇土市	2	0.5~0.6	H28.4.18~H29.10.21
宇城市	2	0.3~1.2	H28.4.20~H30.1.23
美里町	3	0.1~0.2	H28.4.16~H30.1.24
菊池市	3	0.3~1	H28.4.16~H30.3.17
大津町	4	0.2~1.7	H28.4.15~H30.3.13
菊陽町	3	0.2~1.6	H28.4.15~H30.3.28
阿蘇市	5	0.2~3.5	H28.4.19~H29.9.16
南阿蘇村	10	0.2~1.8	H28.4.17~H30.7.31
西原村	1	2.7	H28.4.17~H29.12.28
御船町	5	0.1~1.7	H28.4.16~H30.3.29
嘉島町	2	0.4~0.9	H28.4.15~H29.8.31
益城町	1	1.9	H28.4.15~H29.12.28
甲佐町	6	0.3~1.4	H28.4.15~H29.11.10
山都町	3	0.1~0.3	H28.4.19~H29.7.18
八代市	2	0.3~1	H28.4.22~H30.3.16
氷川町	2	0.3~1	H28.4.15~H29.11.21



⑥仮置場の開設状況（2）

- ✓ 発災1ヶ月後以降、熊本県が7市町村（宇土市、嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、南阿蘇村、西原村）から事務委託を受けて、計7箇所の二次仮置場を設置。家屋等の解体で生じる木くずや解体残渣等、20万トンを超える災害廃棄物を処理。
- ✓ 熊本県では、通常の廃棄物の2倍を超える災害廃棄物の発生が見込まれる市町村について事務委託を実施した。大規模災害に備え、事務委託のパターン化など、判断にあたり参考となる基準等が必要。

二次仮置場一覧

二次仮置場とは、処理施設を設置して災害廃棄物の中間処理（破碎、選別等）を行うほか、被災現場や一次仮置場から運搬された廃棄物や、選別後の廃棄物を一時的に保管する機能を併せ持つ場所のこと。



設置主体	名称	所在地	面積(ha)	排出区分	受入開始～受入終了
熊本県	二次仮置場	益城町小谷	約9.8	コンクリートがら、瓦、木くず、混合物	H28.9.30～H30.1.31
熊本市	戸島仮置場	東区戸島町	約7.2	片付けがれき 解体がれき	H28.4.19～H28.7.9 H28.7.19～H30.4.21
	城南町仮置場	南区城南町下宮地	約0.5	片付けがれき 解体がれき	H28.4.25～H28.7.31 H28.8.26～H30.3.10
	新城南仮置場	南区城南町鰐瀬	約1.0	解体がれき	H29.3.6～H30.3.10
	扇田環境センター内	北区釜尾町	約1.0	解体がれき	H28.4.25～H30.5.31
	北部仮置場	北区楠野町	約1.7	解体がれき	H28.8.22～H30.2.28
	熊本港仮置場	熊本市西区 新港	約2.2	木くず、金属くず、可燃物、 不燃物等	H29.3.27～H30.3.31

熊本地震

⑦広域処理

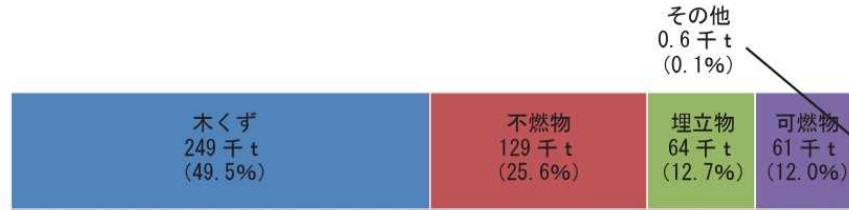
ポイントの取組

- ✓ 発生した災害廃棄物の約16%に相当する約50万トンを広域処理した。
- ✓ 県外処理した主な品目は、木くず、不燃物（コンクリートがら、廃瓦等）、埋立物（石膏ボード等）、可燃物で、うち約87%がバイオマス発電燃料やセメント原燃料、製紙原料として再生利用された。

課題

- ✓ 熊本県では災害廃棄物処理計画にて、県内施設での処理は困難と認識も、実際に広域処理を行う体制まで準備できていなかった。平時からの他自治体、民間事業者等との広域連携体制の構築が重要。
- ✓ 熊本県内では、廃棄物処理法第9条の3の3の特例の適用に必要な条例制定を事前に実行している自治体がなく、特例の活用ができなかった。

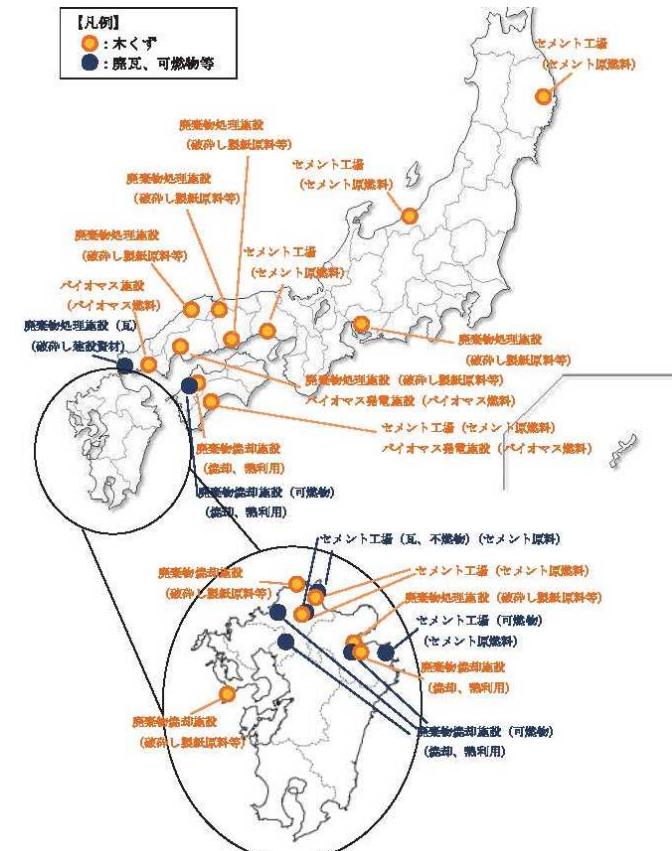
広域処理を行った廃棄物（50.3万トンの内訳）



出典:「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」(平成31年3月、熊本県)

広域処理の搬出先

【凡例】
●: 木くず
●: 廃瓦、可燃物等



環境省が調整を行った主な広域処理

○混合廃棄物

熊本市の仮置場の混合廃棄物を三重県の民間の廃棄物処理施設にて広域処理を実施（平成28年6月～平成29年1月 計約3万6千トン）。



海上輸送

○瓦くず

大津町の仮置場の瓦くずを福岡県のセメント工場にて広域処理を実施（8月4日～18日 計約650トン）。



鉄道輸送

○木くず

熊本市の仮置場の木くずを神奈川県川崎市的一般廃棄物処理施設で広域処理を実施（9月16日～1日20トン）。

出典:「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」(平成31年3月、熊本県)

取組のポイント

- ✓ 公費解体の申請開始は、早い市町村で平成28年5月15日であったため、早期の生活再建等を目的として既に所有者等が自主的に撤去した案件が多く発生したことから、自費解体（費用償還）スキームを導入。
- ✓ 環境省が示す算定基準をもとに、県が解体標準単価と具体的な計算式を市町村に示したことにより、市町村での単価策定事務の省力化と早期発注に貢献。
- ✓ 県、解体・廃棄物処理事業者の協議による分別の基本水準の設定や、最大50cmまでの含有物がある解体残さを二次仮置場で受入れる等、解体作業の円滑化・省力化により公費解体を加速化。
- ✓ 公費解体事業の実施にあたって、申請受付や相談対応等の住民対応に加え、煩雑な事務処理が発生するため、自治体のマンパワー不足への対応が必要。

課題

事業実施に伴い発生した様々な課題

・残置物の取扱い

公費解体対象家屋に残置されている家財道具等の撤去について、公費解体の対象外であり、所有者自身での撤去が原則。しかし、建物倒壊危険や、住民が高齢である等の理由で申請者自身が片付けることが困難な例が多数存在。

→（対応）処理困難な場合は、ボランティアと連携したり、ボランティアで対応困難な場合は、所有者が解体事業者と直接契約締結し、解体事業者が残置物を撤去。

・道路落下物の多発

地震により生じた道路の段差に加え、飛散防止措置不十分や過積載等により、解体現場から仮置場への廃棄物運搬車両から、木くず等の落下が多発した。

→（対応）解体事業者と連携し、パトロールや事業者への周知、落下物の回収等の対策を実施。

・不法投棄の増加

仮置場での受入基準を満たすため、解体現場での分別作業に時間を要するから、解体事業者によるものと思われる不法投棄の通報が増加した。

→（対応）解体事業者等と連携し、パトロールに加え、特別調査を実施した。調査の結果、不法投棄と認められた案件については、厳正に対処した。

・アスベスト対策

被災した家屋は、石綿含有建材が使用されている可能性があるため、飛散防止対策を講じた解体の実施が必要。

→（対応）県による解体事業者等と連携した説明会やアスベスト診断士等による現地調査の実施。また、労働基準監督署と合同での立ち入り検査による指導が行われた。

・被災マンションにおける合意形成

被災したマンション（区分所有による分譲マンション）については、居住している住民の解体に係わる合意形成に時間を要し、解体着手までに時間がかかったり、被災マンション法に基づく申請期限までに申請書類が整わないなど、申請を断念せざるを得ないケースがあった。

→（対応）マンションの被災が多かった熊本市においては、住民の合意形成までの期間を考慮し、「仮受付」という形で、申請期限を事実上延長するなど柔軟な対応を行った。

・誤解体

元請事業者と下請事業者との情報共有不足による解体対象物件を誤り、隣接する被災していない別の建物を解体した例や、申請時の関係書類の確認不足により、所有者の同意を得ず、解体した例があった。

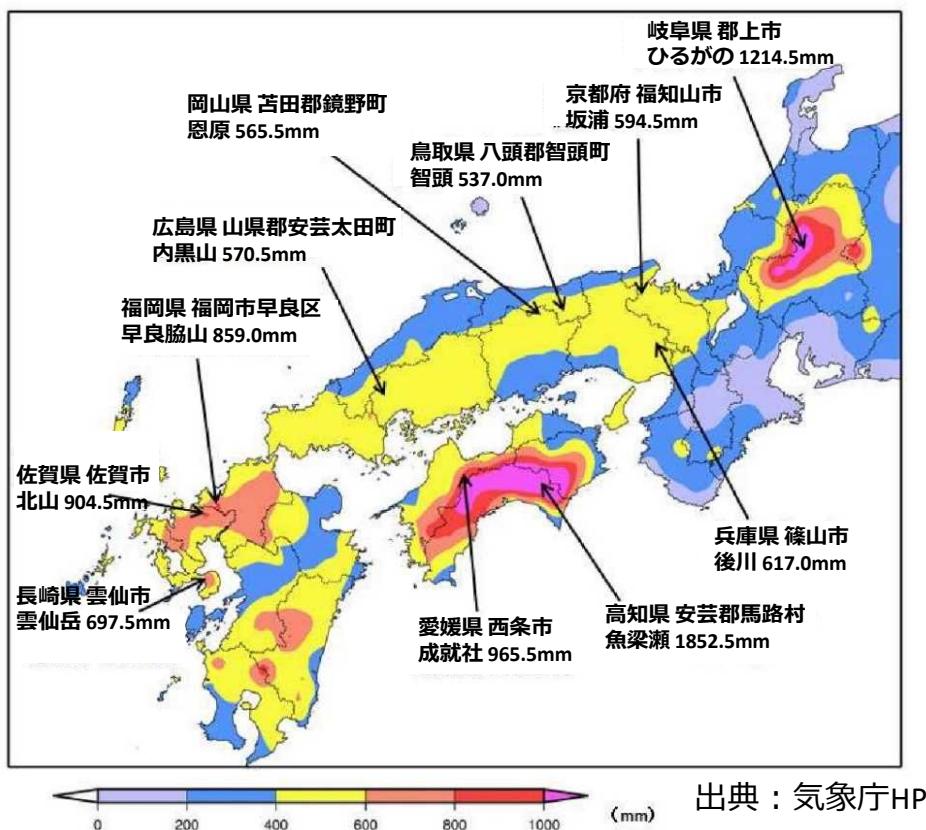
4. 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

H30年7月
豪雨

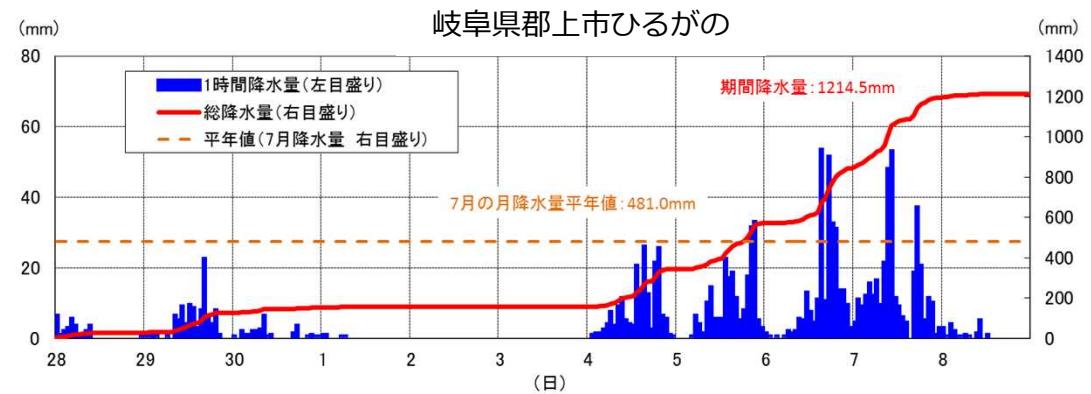
①災害をもたらした気象の概況

- 6月28日から7月8日にかけ、前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2~4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部から北海道にかけての多くの観測地点で24時間、48時間、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に特別警報が発表された。

期間降水量分布図（6月28日0時～7月8日24時）



降水量時系列図（6月28日0時～7月8日24時）



主な期間降水量（6月28日0時～7月8日24時）

都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量（mm）
高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬(ヤセ)	1852.5
徳島県	那賀郡那賀町	木頭(キトウ)	1365.5
岐阜県	郡上市	ひるがの	1214.5
長野県	木曽郡王滝村	御獄山(ウタケサン)	1111.5
宮崎県	えびの市	えびの	995.5

H30年7月
豪雨

②建物被害状況、廃棄物処理施設の被害状況



建物被害状況（棟）

県名	住家						非住家		計
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他	
岡山県	4,828	3,302	1,131	1,666	5,446	16,373	2	50	16,425
広島県	1,150	3,602	2,119	3,158	5,799	15,828	-	-	15,828
愛媛県	625	3,108	207	187	2,492	6,619	114	2,123	8,856
その他	164	1,231	534	2,162	7,559	11,650	10	230	11,890
合 計	6,767	11,243	3,991	7,173	21,296	50,470	126	2,403	52,999

※平成31年1月9日時点

※その他に含まれるのは、北海道、秋田県、福島県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

被災道県内の廃棄物処理施設の被害状況

区分	施設数※1	被害が確認された施設数	稼働再開までに発災後2週間以上を要した施設数※2
ごみ処理施設	467施設	10施設	4施設
し尿処理場	132施設	10施設	6施設
最終処分場	250施設	3施設	1施設

※1 施設数は一般廃棄物処理実態調査結果（H30年度調査結果）より、北海道、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県の施設数を集計した。（休止、埋立終了を除く）

※2 発災日を平成30年6月28日として、稼働再開までの日数を算定

H30年7月
豪雨

③災害廃棄物の処理方針（岡山県・広島県・愛媛県）



- ✓ [岡山県] 発災3ヶ月後（平成30年10月）に「岡山県災害廃棄物処理実行計画」を策定（推計量30万トン、発災後2年間（令和2年7月まで）での処理完了、倉敷市・総社市からの事務委託）
- ✓ 令和元年7月（発災12ヶ月後）に実行計画を改定（推計量44万トン）
- ✓ 【実績】処理量44万トン、発災後2年弱（令和2年6月）で処理完了

- ✓ [広島県] 発災1か月後に災害廃棄物処理に係る基本方針を決定（推計量 約200万トン、発災後1年半（令和元年12月）での処理完了）、市町単独で処理困難な場合に県への事務委託を実施）
- ✓ 基本方針に基づき、発災約2か月後に「広島県災害廃棄物処理実行計画」を策定（推計量 約141万トン）
- ✓ 【実績】処理量 約121万トン、発災後約2年9か月（令和3年3月末）で処理完了
(※令和元年12月時点で93.3%の処理が終了しており、広島市及び呉市で一部残っていた解体物等を含めて令和3年3月末で100%終了)

- ✓ [愛媛県] 災害廃棄物処理実行計画を策定していないが、被災市町（8市町）が発災1～2ヶ月以内に策定
- ✓ 【実績】処理量 約25万トン、発災後約1年10か月（令和2年5月）で処理完了

災害廃棄物量（計画・実績）・公費解体棟数（実績）

県名 市名	計画（実行計画初版）		実績			公費解体棟数 (実績)	
	推計量	再生 利用率	最終処理量 (A=B+C)		再生利用率 (B÷A)		
			再生利用 (B)	処分 (C)			
岡山県	30万t	—	44万t	—	—	—	3,254棟
-倉敷市	23万t	—	34万t	27万t	8万t	77.6%	2,603棟
広島県	141万t	—	121万t	—	—	—	—
-広島市	7.7万t	—	32万t	28万t	5万t	85.2%	259棟 (費用償還13棟含む)
愛媛県	17万t	—	25万t	20万t	5万t	80.4%	989棟 (費用償還109棟含む)
3県計	—	—	190万t	—	—	—	—

※ 愛媛県の計画値はH30.8.6に県が公表したもの。廃棄物混入土砂推計量36万tを除く。

H30年7月
豪雨

④現地支援体制

ポイントの
取組

- ✓ 被災3県に対し、リエゾン及び現地支援チーム（最大約10名/県）を約2ヶ月間同時並行で派遣。
- ✓ 熊本地震を踏まえ、災害経験自治体職員の派遣の拡大等を実施。
- ✓ 地域ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく、他自治体職員の派遣を実施。

課題

- ✓ 処理段階に応じて必要な支援が変わることから、国、県、支援自治体、ボランティア、D.Waste-Net等の適切な役割分担とこれらの人的支援を効果的に行うため、マネジメントができる人材の配置・育成が必要。
- ✓ 広域災害の場合には、中間処理施設の設置方針等について市町村単独で決定することが困難。国、県、市町村が連携して調整を行い、速やかな災害廃棄物処理方針決定が望まれる。
- ✓ 災害経験自治体の知見を活用する制度の構築。

環境本省



関係省庁

岡山県現地支援チーム

現地対策本部
リエゾン

倉敷市常駐

- ・派遣人数：40人
- ・派遣期間：7月9日～8月24日

広島県現地支援チーム

現地対策本部
リエゾン

広島県常駐

呉市常駐

坂町常駐

- ・派遣人数：45人
- ・派遣期間：7月10日～8月31日

応援職員派遣

D.Waste-Net

愛媛県現地支援チーム

現地対策本部
リエゾン

宇和島市常駐

大洲市常駐

- ・派遣人数：24人
- ・派遣期間：7月10日～8月13日

H30年7月
豪雨

⑤発災初期における対応

ポイントの
取組

- ✓ 防衛省・自衛隊と連携したがれき撤去、国交省とのがれき・土砂一括撤去スキームの構築など、生活圏からの迅速な撤去に向けた機動的な連携体制を確保。
- ✓ 熊本地震の教訓を踏まえ、経済産業省及び関係団体と連携した仮設トイレの円滑な設置・運営、被災施設の周辺自治体等での広域処理により、生活ごみやし尿の収集運搬を大きな支障なく継続。

課題

- ✓ 大量の災害廃棄物の路上堆積、集積所の閉塞、堆積土砂への対応の標準化。
- ✓ いわゆる勝手仮置場が発生し、混合廃棄物の回収・運搬に苦慮。また、便槽に流入した土砂は、強力吸引車を所有する事業者へ依頼して回収。収集運搬車両、機材及び人材の体系的配置・速やかな応援要請や市民やボランティアへの分別・排出方法の周知が求められる。
- ✓ 幹線道路は自衛隊や民間事業者による道路啓開が早期から開始されたが、路地は撤去作業が遅れた。
- ✓ 報道内容への対応のために現場が混乱することがあり、正確かつタイムリーな情報提供が必要。



(7月16日)



(7月24日)

国道486号線付近の自衛隊によるがれき撤去



住宅の前に集積された災害廃棄物

H30年7月
豪雨

⑥仮置場の開設状況（一次仮置場・二次仮置場）

ポイントの
取組

課題

- ✓ 平時からの候補地選定により、速やかに仮置場を設置。
- ✓ 解体廃棄物や処理困難物等、平時には産業廃棄物として排出されるものについて、廃棄物処理法9条の3の2（市町村による一般廃棄物処理施設の届出の特例）や同法15条の2の5第2項（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）に基づき対応。

- ✓ 仮置場内における分別ルールの周知不足、人員・資機材の確保不足などにより、混合廃棄物の山ができた。災害時支援協定の締結等による人的・技術的支援を含む、仮置場管理方法の事前計画が必要。
- ✓ 土砂崩れ等によりアクセス路が被災することも想定した複数の候補地の選定や、土砂混じりがれきの大量発生に際しては、分別に比較的広い面積の仮置場が必要となることから、発生しうる複数の災害を想定した上で、事前の仮置場選定を行うことが有効。
- ✓ 市町村内のごみ処理業者で対応が困難な場合に、産廃処理施設の柔軟な運用を可能にする制度構築が必要。

仮置場設置状況

市町村名	一次仮置場			二次仮置場		
	設置数	面積 (ha)	開設日～受入終了	設置数	面積 (ha)	開設日～受入終了
岡山県倉敷市	12	0.5～3.1	H30.7.9～R2.3.31	1	11	H30.7.31～R2.1.21
広島県広島市	13	0.1～2.3	H30.7.7～R1.10.26	3	1.6～5.3	H30.7.13～R2.3.13



仮置場に混合状態で搬入された災害廃棄物

H30年7月
豪雨

⑦公費解体

ポイントの
取組

課題

- ✓ 公費解体を経験した熊本市職員の支援を受け、倉敷市では制度に関するマニュアルを作成。
- ✓ 共有者への同意について、どうしても連絡がとれず、明確に解体に反対する意思が表示されていないものについては宣誓書をもって、同意書に代え、対応。

- ✓ 公費解体事業は、法的には廃棄物の撤去であるが、実際には家屋解体であるため、解体の単価設定等においては建築技師、土砂撤去等においては土木技師の専門性が必要。
- ✓ 申請者の負担軽減を図るとしたものの、権利関係トラブル防止のため、申請書及び同意書の提出は実印によることとし、合わせて印鑑証明の提出を求めたことで、申請者の負担が大きかった。申請書類の簡素化について、更なる検討が必要。
- ✓ 解体の早期実施のためには、専門コンサルタントやアスベスト調査ができる調査会社等、専門性を有した者の支援が必要。

表 3.15 公費解体に係る必要書類

必要書類一覧表	
●申請書	
●り災（被災）証明書	
●印鑑登録証明書	
●身分証明書の写し	
●建物配置図	
●登記事項証明書（建物・全部）	
・未登記で課税がある場合：固定資産税評価・課税証明書	
・未登記で課税がない場合：土地の登記事項証明書（土地・全部）	
●被災状況が分かる写真	
（条件により必要な書類）	
●委任状	
●同意書（共有名義人、相続権者、権利設定者）	
●印鑑登録証明書	
●相続関係図	
●公正証書遺言書または遺産分割協議書	
●相続を証明する書類（戸籍謄本、除籍謄本など）	
●商業・法人登記簿謄本	

申請に関する対応

・登記簿上の所有者が亡くなっている場合

原則として申請者自身で戸籍謄本等を取得し、すべての被相続人の同意書を得ることとしていたが、同意を依頼しても返事がない場合等、不可抗力により書類の用意ができない場合でかつトラブルの可能性が低い場合については、申請者本人の誓約により同意書に代えた。

・未登記建物の場合

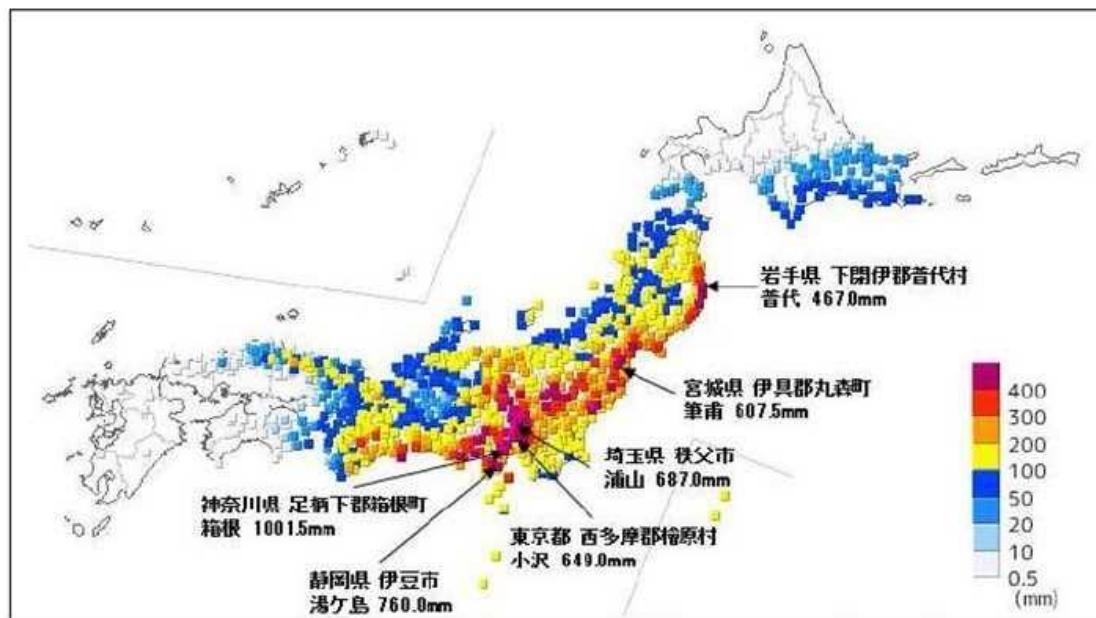
当該固定資産の納税義務者が一人の場合は、納税義務者を所有者に相当する者とし、納税義務者が複数名記載されている場合は、その他の者の同意書を得たうえで、そのうちの1名が代表して申請者となることとした。

5. 令和元年台風第19号 (令和元年東日本台風)

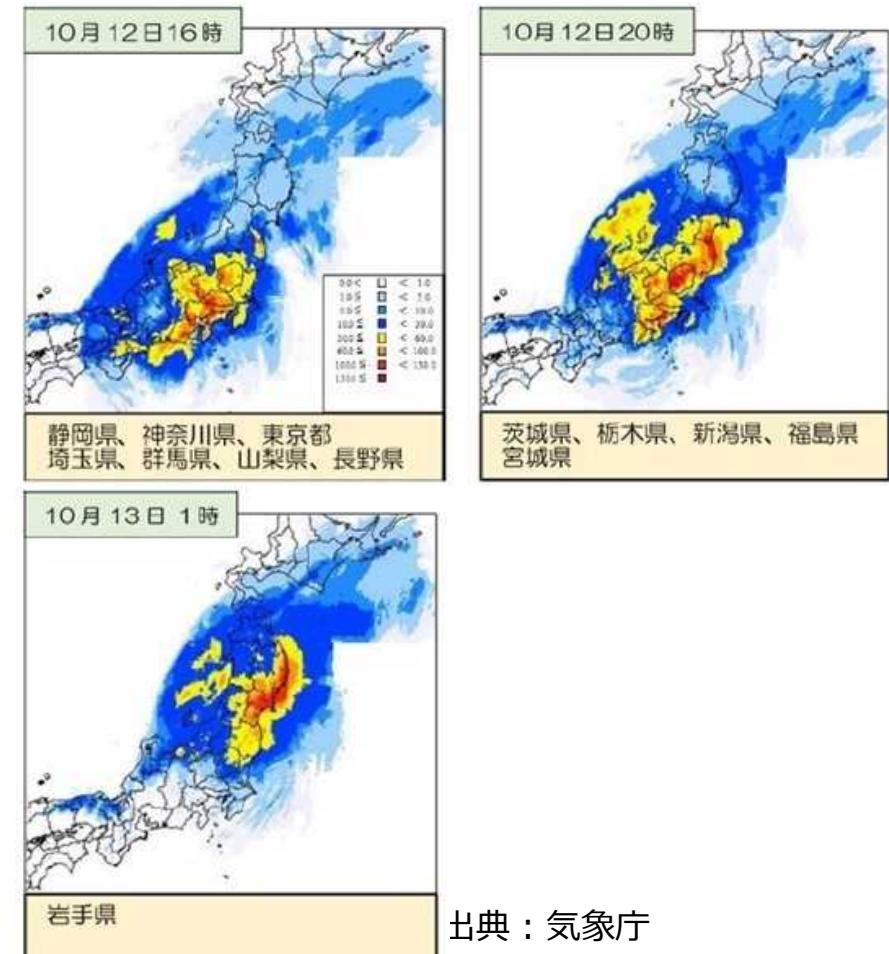
R元年
東日本台風

①災害をもたらした気象の概況

- 令和元年10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、大型で強い勢力を保ったまま、同月12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。
- この台風の影響により、10月10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17の地点で500ミリを超える大雨となった。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3時間、6時間、12時間及び24時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。この大雨に関し、気象庁は、同月12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、13日0時40分に岩手県の合計1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。



出典：気象庁



出典：気象庁

建物被害状況（棟）

都県名	住家						非住家		計
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他	
岩手県	41	790	788	144	953	2,716		1,363	4,079
宮城県	302	2,997	2,860	1,614	12,151	19,924	17	61	20,002
福島県	1,489	12,560	6,977	1,161	443	22,630	42	8,812	31,484
茨城県	146	1,601	1,501	27	523	3,798		946	4,744
栃木県	83	5,223	8,666	2	133	14,107	14	1,098	15,219
群馬県	22	296	572	22	112	1,024	3	76	1,103
埼玉県	134	541	699	2,370	3,388	7,132		105	7,237
千葉県	67	1,986	7,507	473	898	10,931		24	10,955
東京都	36	661	1,034	318	532	2,581	25	32	2,638
神奈川県	54	826	2,499	877	579	4,835	21	192	5,048
長野県	920	2,505	3,479	5	1,407	8,316	24	937	9,277
静岡県	8	12	495	967	1,312	2,794	36	98	2,928
その他	6	26	243	149	461	885	5	40	930
合計	3,308	30,024	37,320	8,129	22,892	101,673	187	13,784	115,644

※令和2年4月10日時点

※その他に含まれるのは、北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、高知県

廃棄物処理施設の被害状況

区分	被害が確認された施設数	稼働再開までに発災後2週間以上を要した施設数
ごみ処理施設	6 施設	2 施設
し尿処理施設	7 施設	3 施設

R元年
東日本台風

③災害廃棄物の処理方針

- ✓ 発災 3ヶ月以内に、全ての自治体が災害廃棄物処理計画（方針）を策定
- ✓ 概ね災害廃棄物処理実行計画の計画スケジュールに沿って処理が進められた。

県名			令和元年			令和2年						令和3年						令和4年		災害廃棄物発生量※2 [万t]	解体棟数(実績) [棟]		
			10	11	12	1	2	3	～	10	12	1	2	3	4	～	10	11	12	1	2		
福島県	実行計画	実績			策定			改定														35(-)	2,222
	処分※1	計画																					
茨城県	実績	実績			策定																	5(9)	163
	処分	計画				策定																	
栃木県	実績	実績			策定																	6(10)	564
	処分	計画																					
千葉県	実績	実績			策定	改定															12(28)	1,340	
	処分	計画																					
長野県	実績	実績			方針	計画															18(20)	1,583	
	処分	計画																					
																					76	5,872	

※1 再生利用、焼却等

※2 () 内は当初推計量

R元年
東日本台風

④現地支援体制

ポイントの
取組

課題

- ✓ 発災直後より環境省職員・DWNを派遣。自衛隊・ボランティアとの連携により路上堆積ごみ等の迅速な災害廃棄物撤去を実施。
- ✓ 10を超える都県が被災した広域災害であり、地域ブロック行動計画（中部、関東）を本格的に活用し、延べ約2,200名の他自治体職員を被災地に派遣。

- ✓ 地域ブロック内、地域ブロックをまたぐ広域連携体制の確保・強化。
- ✓ 被災自治体職員が業務に追われる中で、支援者と意思疎通を図る余裕がなく、また的確な指示ができず、支援の力をうまく活用できなかった例もあった。被災自治体の支援のマネジメント機能の確立が必要。
- ✓ 現地支援チームからの大量の情報の集約・整理のためのデジタル技術の活用。

環境本省

関係省庁



中部

長野県現地支援チーム
(常駐)

- ・環境省職員：のべ226名
- ・派遣期間：10月13日～12月26日

中部ブロック広域連携
計画応援職員

- ・派遣人数：延べ1,400人
- ・派遣元：1県20自治体
- ・派遣先：長野県内自治体(3市1町)

関東

栃木県現地支援チーム
(常駐)

- ・環境省職員：のべ76名
- ・派遣期間：10月13日～11月18日

千葉県現地支援チーム
(常駐)

- ・環境省職員：のべ169名
- ・派遣期間：9月11日～11月18日

茨城県現地支援チーム
(常駐)

- ・環境省職員：のべ119名
- ・派遣期間：10月14日～11月22日

関東ブロック行動計画
応援職員

- ・派遣人数：延べ620人
- ・派遣元：2県35自治体
- ・派遣先：千葉県・埼玉県・栃木県・茨城県内自治体(9市1町)

東北

宮城県現地支援チーム
(常駐)

- ・環境省職員：のべ305名
- ・派遣期間：10月13日～12月20日

福島県現地支援チーム
(常駐)

- ・環境省職員：のべ430名
- ・派遣期間：10月14日～12月20日

災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)

取組のポイント

- ✓ 廃棄物処理施設が稼働停止し、処理が滞る生活ごみ、し尿について広域処理に係るかかりまし経費を支援。
- ✓ 稲わら等の処理について、農林水産省との連携スキームを構築。
- ✓ 長野市においては、「One NAGANO（ワンナガノ）※」と呼ばれる、市民・ボランティア・自治体・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を越えた多くの関係者が一体となって、災害廃棄物の撤去を実施。
※昼間にボランティア等が街中の災害廃棄物を集積場所に集め、夜間に自衛隊が長野市の管理する仮置場へ移送。
- ✓ モデル事業にて処理計画策定中の自治体では、施設停止時の対応を検討済で、発災後速やかに住民に排出抑制の周知を行い、施設復旧後に円滑に処理を実施。

課題

- ✓ 災害廃棄物処理計画の策定、モデル事業の実施による処理計画の実効性向上が発災時の円滑な対応に直結することを再認識。更なる処理計画の策定促進、処理計画の実効性向上への取組が必要。
- ✓ 施設の浸水対策、発生量推計の見直し、初動対応の強化など、頻発する水害への対応の検討が必要。
- ✓ 戸別回収とした場合や、自力で仮置場まで搬出できない住民への対応について、収集運搬体制の検討や住民への分別管理の周知徹底が必要。

復旧に時間を要した廃棄物処理施設（稼働再開までに発災後2週間以上を要した施設を抜粋して掲載）

	県名	自治体名	施設名	被災状況等	復旧時期
ごみ処理施設	福島県	郡山市	富久山クリーンセンター焼却施設	排水処理設備、給水設備、圧縮空気設備、電気設備等の浸水により稼働停止	12/16
	長野県	長野県川西保険衛生施設組合	川西一般廃棄物最終処分場	搬入道路損壊により稼働停止	10/29
し尿処理施設	福島県	福島県郡山市	郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター	ポンプ、ブロワ、配電盤、制御盤等の浸水により稼働停止	R2/1/27
	茨城県	茨城県大子町	大子町衛生センター	処理施設の7割が浸水により稼働不能	R6/2/17※
	埼玉県	朝霞地区一部事務組合	朝霞地区一部事務組合し尿処理場	受入貯留設備、ポンプ、破碎機、制御盤等の浸水により稼働停止	R2/3/18

※大子町衛生センターに関しては建て直しされ、R6.2.17に竣工

施設停止期間の措置

ご生活

- 浸水被害のため長期間に渡り施設が稼働停止し、市内施設の合計処理能力が4分の1まで低下した自治体もあった。県や環境省の調整のもと、県内での広域処理を実施。収集に関しては特に問題なし。

し尿

- 被災した施設の貯留槽は使用できたため、貯留槽でいったん受け入れて、施設担当者が近隣自治体施設と交渉して日量を調整し、施設職員と委託業者により近隣施設へ運搬して広域処理を実施。収集に関しては特に問題なし。

R元年
東日本台風

ポイントの
取組

課題

⑥仮置場の開設状況

- ✓ 被災5県（福島県、茨城県、栃木県、千葉県、福島県）で約30～130箇所、合計で約300箇所の仮置場が設置・開設。各県で発生量の最も多い自治体の仮置場の設置箇所数は3～16箇所であり、概ね量が多いほど箇所数も多い傾向。
- ✓ 複数箇所の仮置場を確保するためには、平時から候補地を選定しておくこと、予め関係部局と調整を行っておくことが必要。処理計画の内容の充実化による実効性向上が重要。

仮置場箇所数（総数）

県名	仮置場箇所数
福島県	129箇所
茨城県	29箇所
栃木県	35箇所
千葉県	54箇所
長野県	48箇所

県内で最も災害廃棄物量の多い被災自治体の仮置場箇所数

県名	市名	処理量	仮置場箇所数
茨城県	常陸大宮市	約1.3万トン	5箇所
栃木県	栃木市	約3.0万トン	8箇所
千葉県	南房総市	約2.1万トン	3箇所
長野県	長野市	約15.1万トン	16箇所

各県の仮置場の開設状況

	面積		開設期間（開設～搬出終了）
	最大	平均	
茨城県	10,000m ²	4,271m ²	R1.10.13～R3.3.31
栃木県	31,297m ²	8,684m ²	R1.10.13～R2.12.31
千葉県	34,000m ²	4,000m ²	R1.9.5～R3.3.31
長野県	24,000m ²	5,950m ²	－

長野県長野市豊野東山運動場（10月24日時点）



R元年
東日本台風

⑦広域処理の概要

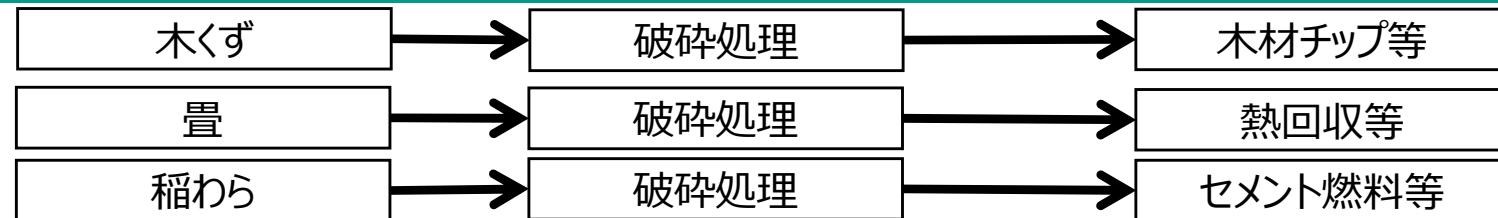
ポイントの
取組

課題

- ✓ 主に可燃系の廃棄物（木くず、畳、稻わら）を鉄道輸送や海上輸送により広域処理を実施。
- ✓ 廃棄物処理法第15条の2の5により、民間の産業廃棄物処理施設等を活用し、21都道府県で広域処理を実施。地域ブロック内連携に加え、地域ブロックを超える広域処理も実施。
- ✓ 全国24自治体にて廃棄物処理法施行令第4条第3号に基づく再委託を実施。

- ✓ 大規模・広範囲に被害が及ぶ災害においては、地域ブロックを超える連携に関しても検討しておくことが重要。
- ✓ 特例措置の活用等による、産業廃棄物処理事業者も含めた広域処理先の確保が必要。

処理フロー



【鉄道輸送（地域ブロックを超えた連携）】



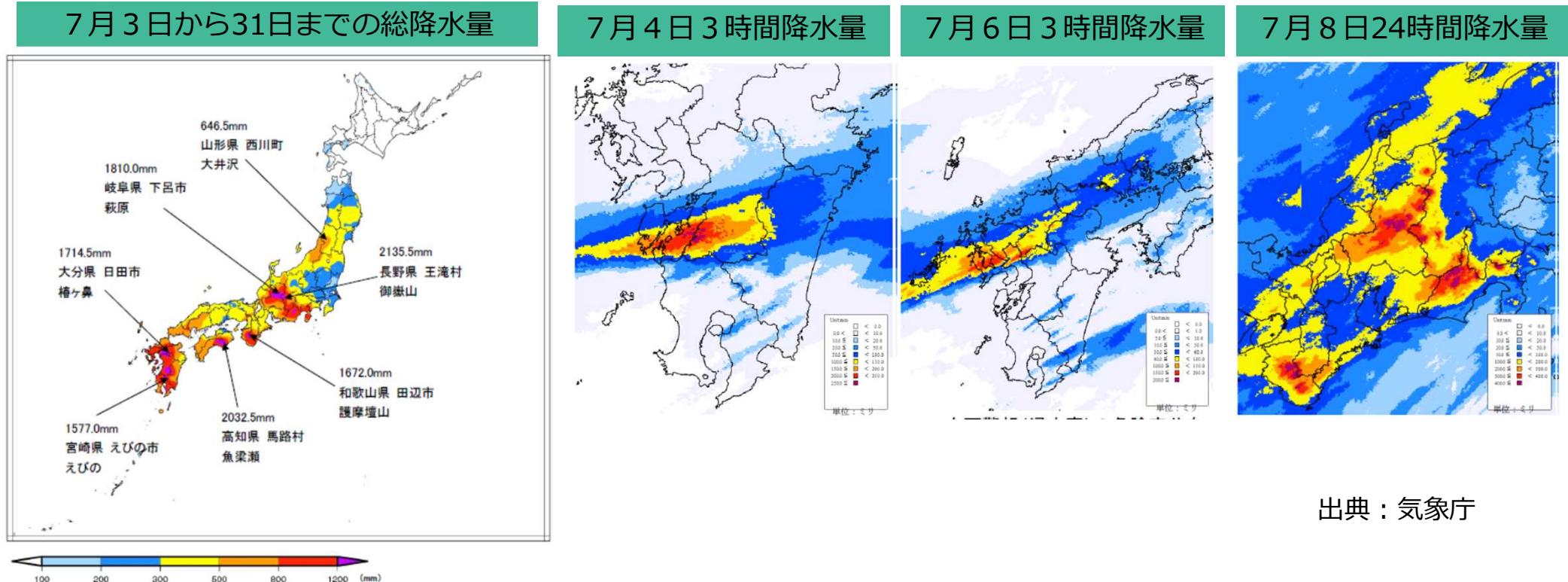
6. 令和2年7月豪雨

R2年
7月豪雨

①災害をもたらした気象の概況



- 7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通って東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日は記録的な大雨となった。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となった。気象庁は、**熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒**をよびかけた。
- その後も前線は本州付近に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多くなった。特に13日から14日かけては中国地方を中心に、26日から29日にかけては東北地方を中心に大雨となった。
- 7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、**九州南部、九州北部地方、東海地方、及び東北地方の多くの地点で、24時間、48時間、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた**。
- この大雨により、**球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生**した。また、西日本から東日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、埼玉県三郷市で竜巻が発生したほか、各地で突風による被害が発生した。



R2年
7月豪雨

②建物被害状況、廃棄物処理施設の被害状況



建物被害状況（棟）

県名	住家						非住家		計
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他	
熊本県	1,490	3,092	1,940	329	561	7,412	-	-	7,412
鹿児島県	25	35	66	136	300	562	-	-	562
福岡県	14	992	977	681	1,920	4,584	-	-	4,584
佐賀県	2	9	7	25	144	187	-	-	187
長崎県	4	3	4	124	136	271	-	-	271
その他	86	373	509	386	2,229	3,583	-	-	3,583
合計	1,621	4,504	3,503	1,681	5,290	16,599	-	-	16,599

※令和3年1月7日時点、非住家については記載なし

※その他に含まれるのは、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、大分県、宮崎県

廃棄物処理施設の被害状況

都道府県名	市町村名	施設名	稼働停止原因	復旧状況
熊本県	人吉市	人吉球磨広域行政組合 汚泥再生処理センター	浸水により 稼働停止	令和3年3月
秋田県	由利本荘市	本荘一般廃棄物最終処分場	搬入道路損壊 により稼働停止	令和3年9月15日

※上記の他にも稼働はしているが、法面崩落などの被害を受けた施設あり

R2年
7月豪雨

③災害廃棄物の処理方針（熊本県）



- ✓ 発災約2か月後に災害廃棄物処理の基本方針を決定（発生量 約37万トン、発災後1年6ヶ月以内（令和3年12月まで）の処理完了）
- ✓ その後、令和3年2月に災害廃棄物処理実行計画を策定（発生量 約47万トン（土砂含む）、約31万トン（土砂除く）、処理期間は基本方針から変わらず）
- ✓ 【令和4年2月末時点の実績】処理量 約31万トン（土砂除く）

災害廃棄物の処理スケジュール

		令和2年						令和3年						令和4年		
		7	8	9	～	12	1	2	3	～	12	1	2	3		
熊本県災害廃棄物 処理実行計画	計画								策定							
	実績								策定							
家屋等解体、仮置場	計画															
	実績															

※令和4年3月7日時点で公費解体の進捗率は99.8%

災害廃棄物量

計画（初版）		処理量 (A=B+C)			再生利用率 (B÷A)
推計量	再生利用率		再生利用 (B)	処分 (C)	
31万t	70%以上	31万t	25万t	5万t	82.5%

公費解体棟数（実績）

公費解体棟数
2,425件

※令和4年3月末時点の実績

R2年
7月豪雨

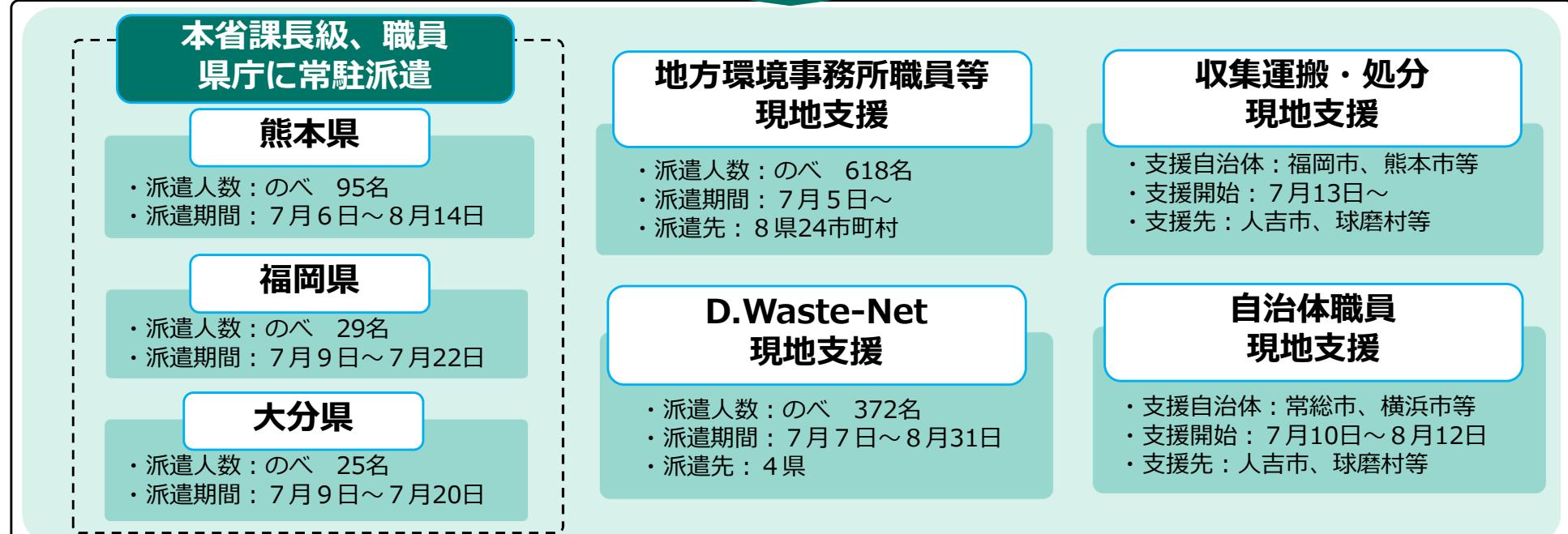
④現地支援体制

ポイントの
取組

- ✓ 発災直後から、環境省の管理職級職員が熊本県を中心に常駐し、被災県及び他省庁との連携協議や情報集約を行い、効果的な支援計画を策定。
- ✓ 現地支援チーム、地方環境事務所、環境本省にてビジネスチャットツールを活用することで、迅速かつ手軽な情報共有を実現。

課題

- ✓ 環境省職員に対する研修及び省内の支援職員の候補者のリスト化の継続的な実施。
- ✓ 他自治体応援職員の動員について、各地域ブロック行動計画の実効性向上に向けた改訂等による広域連携体制の強化。
- ✓ 災害経験自治体やDWNの活用拡大等による、更なる被災地支援強化。



R2年
7月豪雨

⑤発災初期における対応

ポイントの
取組

課題

- ✓ 収集運搬に係る委託又は許可事業者や災害協定締結事業者、業界団体や熊本県と連携することで問題なく対応。
- ✓ 自力で仮置場まで搬出できない住民への対応として、幹線道路と大型車両が進入できない街路において、支援自治体、地元一般廃棄物事業者、地元トラック協会が役割分担し、路上堆積ごみの迅速な撤去を実現。
- ✓ 防衛省・自衛隊や災害ボランティアと連携し、家屋内からの廃棄物等の搬出や仮置場への搬出が困難な被災者等に対し、ニーズに応じた支援を実施。
- ✓ 国交省と連携したがれき・土砂一括撤去スキームの活用による土砂まじりがれきの円滑な撤去。

- ✓ 被災自治体の約3割が処理計画未策定であり、特に被災経験のない中小規模自治体への支援が課題。
- ✓ 都道府県は下水道への投入手順や圏域内で処理できない場合の地域ブロック内連携の手順を含めて災害時対応を想定しておくことが必要。
- ✓ 被災県が主体となって近隣県下の一般廃棄物処理施設での受け入れ調整が行われたが、今後、発災後の支援のマッチングがより円滑に進むよう、受入条件などの支援に関する必要な情報の整理について検討が必要。

収集運搬について

- 生活ごみに関しては、収集運搬委託事業者が被災するという想定外の事態が生じたものの、災害協定締結事業者と連携することで問題なく対応できた。
- し尿に関しては、許可事業者だけでは対応できなくなり、他の許可事業者や関係団体による収集運搬支援も得た。

人吉球磨広域行政組合の汚泥再生処理センターの停止期間の措置

- 処理施設の停止時、熊本県等と連携したことで、県下流域下水処理場で処理。浄化槽の浸水、土砂の流入等により、汚泥量が増加したため、希釀して下水道へ投入した。

団体名	人吉球磨広域行政組合
施設名	汚泥再生処理センター
被災状況	浸水により停止。
復旧時期	R3.3 (R2.9.14仮復旧)

R2年
7月豪雨

⑥仮置場の開設状況

ポイントの
取組

課題

- ✓ 熊本県内では、片付けごみの処理段階である7～9月に最大24箇所の仮置場を設置・開設。解体ごみの受入段階である10月以降は8箇所の仮置場を設置。
- ✓ 球磨村では発災当初、仮置場が不足したため、隣接する山江村の協力を得て仮置場を設置（ただし、住民直接持ち込みのみ）
- ✓ 仮置場の事前選定を行っていたが、浸水により候補地が使用不可の例もあった。ハザードマップ等防災計画等を踏まえた仮置場候補地の見直しや拡充が必要。
- ✓ 被災状況に応じて、住民の持ち込みやすい場所に仮置場を設置することや、車両を分散させることも考慮して、複数箇所の候補地を選定しておくことが有効。

熊本県内4市町村の仮置場の開設状況

県名	発生量 (実行計画)	仮置場箇所数	開設日
人吉市	16.1万トン	1箇所	R2.7.6～
八代市	7.4万トン	2箇所	R2.7.11～
芦北町	7.9万トン	5箇所	R2.7.5～
球磨村	12.4万トン	4箇所	R2.7.15～

※球磨村の仮置場箇所数には、山江村に設置した仮置場を含む



7. 令和 6 年能登半島地震

✓ これまで石川県では、公費解体棟数の見直しに伴い、災害廃棄物処理実行計画を2度改定

- 石川県災害廃棄物処理実行計画（令和6年2月策定、推計量224万t）
- 公費解体加速化プラン（令和6年8月策定、推計量332万t）（令和7年1月改定、推計量410万t）

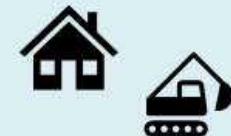
公費解体見込棟数及び災害廃棄物発生量の見直し



○実行計画(R6.2)では、解体対象を「22,499棟」と推計していたが、8月19日時点できちんと上回る「26,774棟」の申請

◆ 各市町が被害棟数や申請棟数の推移等を踏まえ、解体棟数を見直し（県とりまとめ）

解体見込棟数 22,499棟 ⇒ 32,410棟 (+9,911棟)



災害廃棄物発生推計量 244万t ⇒ 332万t (+88万t)

➡ 解体見込棟数は増えたが、解体完了は引き続き来年10月を目標とし、
さらに一日でも早い完了を目指す。

◆ 公費解体の完了目標：令和7年10月末（災害廃棄物の処理完了：令和8年3月末）

◆ 中間目標：令和6年12月末、1万2千棟解体完了

市町名	実行計画【R6.2】		実績 (R6.8.19)	見直し【R6.8】	
	推計解体棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)		解体見込棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)
珠洲市	5,562	575,800	5,811	7,195	756,535
輪島市	3,584	349,000	7,985	9,685	932,990
能登町	2,759	313,100	2,326	2,759	287,739
穴水町	2,490	247,700	2,285	2,451	254,279
七尾市	4,261	497,800	3,088	3,500	362,360
志賀町	2,269	289,500	3,177	4,012	476,656
その他	1,574	167,300	2,102	2,808	250,161
16市町 計	22,499	2,440,200	26,774	32,410	3,320,720

（参考）
○H28熊本地震
・35,675棟
・311万t
○H19能登半島地震
・3,115棟
・25万t

公費解体見込棟数及び災害廃棄物推計量の見直し



- 加速化プラン【R6.8】では、解体見込棟数を「32,410棟」と推計していたが、R6.12末時点できれいに上回る「34,839棟」の申請

各市町が申請棟数の推移と奥能登豪雨による影響を踏まえ、解体見込棟数を見直し



地 震 解体見込棟数	32,410棟	⇒ 38,900棟 (+6,490棟)
災 害 廃 棄 物 推 計 量	332万 t	⇒ 400万 t
豪 雨 解 体 見 込 棟 数		335棟
災 害 廃 棄 物 推 計 量		10万 t

直近の申請ベース
から推計

被害棟数や
相談状況から推計

【改定後の合計】

解体見込棟数 39,235棟
災害廃棄物推計量 410万 t

加速化プラン【R6.8】

市町名	加速化プラン【R6.8】		実績 (R6.12末)
	解体見 込棟数	災害廃棄物発生 推計量 (t)	
珠洲市	7,195	756,535	7,354
輪島市	9,685	932,990	10,494
能登町	2,759	287,739	3,113
穴水町	2,451	254,279	2,573
七尾市	3,500	362,360	4,501
志賀町	4,012	476,656	3,947
上記以外の 市町	2,808	250,161	2,857
石川県全体	32,410	3,320,720	34,839

R7.1改定

	能登半島地震		奥能登豪雨		改定後の合計	
	解体見 込棟数	災害廃棄物発生 推計量 (t)	解体見 込棟数	災害廃棄物発生 推計量 (t)	解体見 込棟数	災害廃棄物発生 推計量 (t)
珠洲市	7,980	838,120	43	20,324	8,023	858,444
輪島市	10,991	1,057,033	276	74,479	11,267	1,131,512
能登町	3,935	410,100	16	1,042	3,951	411,142
穴水町	2,703	278,385	—	—	2,703	278,385
七尾市	5,900	632,071	—	—	5,900	632,071
志賀町	4,233	502,381	—	—	4,233	502,381
上記以外の 市町	3,158	283,708	—	—	3,158	283,708
石川県全体	38,900	4,001,798	335	95,846	39,235	4,097,644

出典：石川県公費解体加速化プラン（令和7年1月31日改定）

R6年能登
半島地震

②現地支援体制

ポイントの
取組

課題

- ✓ 発災直後から環境省管理職級職員を被災県・6市町に常駐・巡回派遣し、被災自治体への伴走支援を実施。
- ✓ 特に公費解体においては、事務支援に多くの人員が必要となったことから、約1年にわたり他自治体職員延べ約5,000人日を派遣。併せて、北陸財務局・金沢国税局からも支援を実施。
- ✓ 発災後は、被災自治体のマンパワー不足が課題。被災自治体のニーズに応じた適切な現地支援の提供が必要。
- ✓ 被災自治体における受援体制の早期構築と、段階的な自立化に向けた計画的な支援の実施。
- ✓ 国、都道府県の役割の更なる明確化、支援者と受援者との間の調整役の必要性の検討が必要。

環境本省

災害廃棄物対策チーム

廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室・浄化槽推進室

石川県 現地支援チーム
(能登創造的復興タスクフォース)

延べ7,558人日
(令和7年1月20日時点)

石川県庁常駐・巡回

・派遣期間：1月2日～

6市町常駐・巡回

・派遣期間：1月5日～
・派遣先：珠洲市、輪島市、
能登町、穴水町、志賀町、
七尾市

富山県・新潟県派遣

・派遣期間：1月2日～5月28日（新潟）
3日～6月21日（富山）

延べ64人日

本ペーパーに記載されている団体は一例であり、
多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。

D.Waste-Net

- ・持続可能社会推進コンサルタント協会（専門家派遣）
- ・におい・かおり環境協会（専門家派遣）
- ・日本環境衛生センター（専門家派遣）
- ・全国都市清掃会議（収集支援）
- ・全国清掃事業連合会（収集支援）
- ・日本環境保全協会（収集支援）

専門家延べ1,340人日

※うち大雨関連が167人日

収集運搬車両延べ1,674台派遣

人材バンク

- ・派遣期間：1月5日～10月29日
- ・派遣先：2県14自治体

延べ1,597人日

応援職員短期派遣※

- ・派遣期間：1月13日～12月27日
- ・派遣先：2県13自治体

延べ4,891人日

※災害廃棄物中部プロック
広域連携計画等

③発災初期における対応

項目	取組のポイント	課題
発生量推計	✓ 石川県が防災科研の被害推定データを用いて発生量推計を実施。ドローンも活用。	✓ 推計式の精度検証と必要に応じて改善。 ✓ デジタル技術の活用や発災初期の被災地調査等、発生量推計を行うための情報収集方法の確立。
生活ごみ	✓ 県内外の自治体や民間事業者から支援車両を被災自治体に派遣し、収集運搬を実施。 ✓ 処理施設復旧までの受入先確保や広域運搬の調整。	✓ 自治体による平時の生活ごみ処理体制の把握と、関係団体等との災害時支援協定の内容充実による連携体制の強化。
し尿	✓ 避難所から発生するし尿（簡易トイレ、仮設トイレ等）について、業界団体と連携しバキュームカーを派遣。 ✓ 経産省等との緊密な連携によりトイレ情報を把握の上、収集運搬を実施。	✓ 関係省庁等と連携し、トイレの情報を迅速・効率的に把握する体制の構築。 ✓ 各地域における災害時支援協定の締結内容等を再度点検し、平時からの自治体・関係業界の連携によるし尿処理体制を構築。
廃棄物処理施設	✓ ごみ焼却施設の設備停止時は、各施設の受入ピットや敷地内での仮置き及び県内外施設における広域処理を実施。 ✓ し尿処理施設の設備停止時は、各施設の受入タンクでの一時貯留、下水処理場での処理、県内外施設における広域処理を実施。	✓ 耐震化・浸水対策等による施設の強靭化や災害に備えた維持管理の強化。 ✓ 現地調査や復旧支援体制の構築による、被災した廃棄物処理施設等の復旧の早期化。
浄化槽	✓ 市町設置浄化槽については各市町における復旧工事の発注・施工を環境省が支援。 ✓ 個人設置浄化槽については窓口一元化のためコールセンターを設置。県・関係団体等と連携・協力し、復旧工事や補助申請等を支援。	✓ 自治体と指定検査機関・業界団体との災害協定締結など、地域内、さらには都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制の構築。
片付けごみ仮置場	✓ 環境省職員や技術専門家等が現地を確認し、必要に応じて仮置場の設置や運営に関する助言等を実施。 ✓ ボランティア等と連携し、廃棄物搬出困難者（高齢者等）に対応。	✓ 自治体における仮置場候補地の事前選定の促進に資する取組の実施。 ✓ 片付けごみ回収方法の整理（仮置場と地区集積所・戸別回収） ✓ 仮置場管理運営方針の標準化、処理困難物への対応。

R6年能登
半島地震

④公費解体 公費解体・撤去マニュアルについて



- 能登半島地震により損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、被災市町村における事務が円滑に実施されるよう、留意すべき事項や参考となる情報等を整理した「**公費解体・撤去マニュアル**」を策定。
 - 損壊家屋等を公費解体・撤去する際の手順や留意点
 - 所有者不明の損壊家屋等の解体にあたって活用できる制度の概要
 - 公費解体に係る取扱いについての質疑応答
- 申請書類の合理化や補助対象の考え方等について、現場での課題や要望を踏まえて4度にわたり改訂を実施。

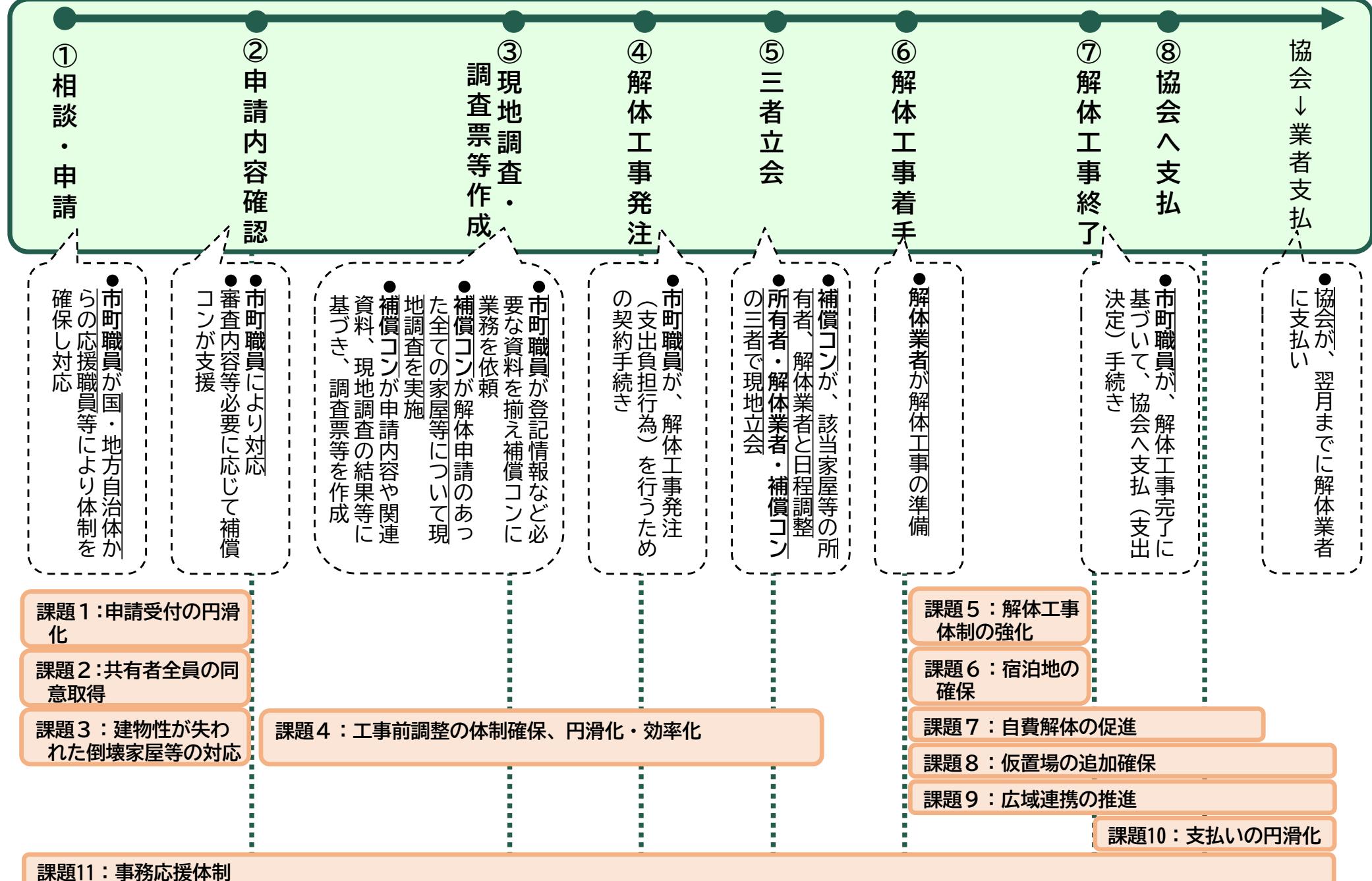
- 1月29日 公費解体・撤去マニュアルの策定
- 2月21日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第2版）
 - ・損壊家屋等の解体に係る法的整理について参考資料に追加
- 3月26日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第3版）
 - ・公費解体の申請書類の考え方を追加
 - ・家屋内に残置された家財・家電等の撤去の考え方を質疑応答集に追加 等
- 4月15日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第4版）
 - ・所有者不明建物管理制度の活用について追加
 - ・所有者全員の解体の同意が取れない場合の留意点について事例紹介を追加
 - ・応急修理制度と公費解体制度の併用について質疑応答集の記載を修正 等
- 5月28日 **環境省・法務省事務連絡の発出【P7】**
- 6月5日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第5版）
 - ・5月28日付け事務連絡を踏まえた記載の追加
 - ・解体の際の隣地使用に関する留意点の記載の追加
- 8月26日 「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」の策定

公費解体・撤去マニュアル第5版 目次**はじめに**

1. 損壊家屋等の解体・撤去に係る手順・留意点等
 - (1) 公費解体の受付体制等の検討
 - (2) 業者との契約
 - (3) 緊急に解体を要する場合の留意点
 - (4) 工事発注のための積算を行う際の留意点
 - (5) 解体工事における石綿の飛散防止に関する留意点
 - (6) 境界標等の保存に関する留意点
 - (7) 公費解体の申請書類の考え方
 - (8) 解体の際の隣地使用に関する留意点
2. 損壊家屋等の解体・撤去等に係る関係者の同意の取得等に関する手順等
 - (1) 倒壊家屋等の解体に係る考え方・手順等
 - (2) 倒壊家屋等以外の損壊家屋等の解体に係る考え方・手順
 - (3) 所有者不明の損壊家屋等の解体
 - (4) 関係者の同意の取得等に関する留意点
3. 費用償還
 - (1) 利用前の留意点
 - (2) 利用に当たっての留意点
 - (3) 費用の償還請求に関する留意点
4. 体制の整備
5. 質疑応答集
- 参考資料
- 関係事務連絡

R6年能登
半島地震

④公費解体 主な課題（全体像）



公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**公費解体・撤去マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化や補助対象の考え方等**について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等について被災市町に周知。

所有者の確認方法

- 損壊家屋等の所有者の確認方法として
 - 登記されている損壊家屋等の所有者の情報（氏名、住所等）については**不動産登記簿で確認**
 - 損壊家屋等が未登記の場合には、市町村役場において固定資産評価証明書を取得し、**市町村の備えている固定資産課税台帳**に登録されている所有者又は納税義務者情報を確認することで可能である旨、マニュアルに記載し周知。

申請書類の合理化

- 実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とする考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方**をマニュアルに記載し周知。

相続・同意取得等への対応

- 被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等**が設置する無料相談窓口で相談可能な旨を事務連絡により周知。

事務処理委託による負担軽減

- 法定相続人等の特定**やその**同意の意向等の確認**に関する事務などを含む解体申請の受付審査等について、市町村担当者のみでは対応が困難であり、補償コンサルタントや行政書士等に委託して実施する場合には補助対象となる旨、マニュアルに記載し周知

補助対象となる建物の一部解体

- 建物の一部解体**の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟**であると判断できる場合は**補助対象となり得ること**について、マニュアルに記載し周知。

残置物の扱いの明確化

- 災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象となる旨**をマニュアルに記載し周知。

応急修理制度との関係

- 「**応急修理制度**」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアルに記載し周知。

R6年能登
半島地震

④公費解体 課題2：共有者全員の同意取得



共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

→ ✓ 5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：8頁）。
※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	<p>【滅失登記が行われた倒壊家屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 <p>【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 ※建物性の判断をするに当たり、土地家屋調査士の協力を得ることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等又はその所在が判明しない場合には、司法書士会の協力も得て、民法の所有者不明建物管理制度を活用 ※市町村が利害関係人として地方裁判所へ申し立てを行う際に必要となる管理費用について、公費解体が施工される場合は、解体に必要な委託費として、補助事業の対象となる ・さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい ※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能

- ✓ 今般の公費解体においても、宣誓書方式が活用されていると承知している。
- ✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。
※※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年7月豪雨）

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※1が認められない※2場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。

※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
 ※2…建物性が認められない例：①建物全体が倒壊又は流失、②建物が火災により全焼、③建物の下層階部分が瓦礫、④建物の壁がなくなり柱だけになっている
- 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。

①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。

②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。

* ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。

※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくとも、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

Ⓐ 建物全体が倒壊又は流失



Ⓑ 建物が火災により全焼



Ⓒ 建物の下層階部分が圧潰



Ⓓ 建物の壁がなくなり柱だけになっている



R6年能登
半島地震

④公費解体 課題3：建物性が失われた倒壊家屋等の対応



輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- 対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- 行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、がれき撤去は概ね完了。
- 輪島市門前地区・町野地区や蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区における面的な解体撤去にも支援を実施。



工事前調整の体制確保、円滑化・効率化

解体工事を滞りなく発注し、実施に移せるよう、工事前調整の体制を確保する必要がある。また、三者立会の日程調整等に時間を要しており、申請を受け付けてから工事の着手までに目詰まりを起こすおそれがある。

→ ✓ 確保された解体事業者に対して発注する工事が不足しないようにするとともに、解体工事を滞りなく発注し、実施に移せるよう、工事前調整の体制を確保し、効率的に運用することが必要。

✓ 例えば、**補償コンサルタント**が地区ごとに担当分担して所有者及び解体業者との日程調整と立会を行うことにより、一日に対応可能な三者立会の数を増やすなど、円滑化・効率化を促進。



課題5：解体工事体制の強化

解体工事発注数の増加に合わせて解体業者の稼働班数を増加させていく必要がある。また、8月26日に公表された「公費解体加速化プラン」により解体見込棟数の見直しが行われており、新たに設定された中間目標及び来年10月までの解体完了の目標を達成するためには解体工事体制を更に強化する必要がある。

- ✓ 県や6市町の工程管理会議等で工事工程を徹底管理（解体業者の活動班数や完了棟数等の確認・見える化）が必要。
- ✓ 解体想定数の見直しを踏まえ、解体工事の実施体制を拡充し、県外・北陸ブロック外も含めた業者の確保・活用が必要。
- ✓ 県解体協会の体制強化も含めた検討が必要。

令和6年6月27日知事記者会見資料

市町ごとの工程管理会議

（毎週1回、定期的に開催）

目的：市町ごとの解体工事や仮置場運営に関する進捗管理など

出席者：市町、環境省、県、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント

県の工程管理会議

（毎週1回、定期的に開催）

目的：県全体の公費解体の進捗管理、課題への対応検討

出席者：県、環境省、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント、

6市町

6月からは6市町も参加し、有効な取り組みを共有・横展開

課題6：宿泊場所の確保

公費解体加速化プランのとおり、解体業者（解体班数）の増加に伴い、宿泊場所の不足が懸念される。

→ ✓ 6月12日に宿泊に必要な経費に関する事務連絡を発出。

奥能登2市2町

当面は既存の民間施設等を活用。本格化に伴い増加する需要については仮設の宿泊施設を順次設置。

それ以外の地域

下記いずれかに該当し宿泊が必要となる場合も**補助対象**。

- ① 解体事業者の所在地から解体現場までの路程が片道100kmを超えること
- ② 地理的な条件や交通インフラが復旧していないため解体事業者の所在地から解体
現場までの往復が困難であること

- ✓ 奥能登2市2町では、解体事業者向けの宿泊施設を民間施設等含め合計約3,400名分を確保済。
- ✓ **解体班数の増加を見据えて、関係機関と調整を行い、宿泊場所の着実な整備を進める。**

課題7：自費解体の促進

費用負担に関する不安にお答えできるよう、自費解体を希望する方に寄り添い、自費解体を促進することが重要。自費解体により発生した廃棄物（産業廃棄物）の処理先の確保や処理費を含む必要な費用の償還が必要である。

→ ✓ **自費解体における支援対象は、基本的に公費解体と同様である。**市町において市町が公費解体すると仮定し、解体費に加え、解体により生じた廃棄物の処理費用（運搬費、処分費）を算定した額が上限であるが、**自己負担が生じないよう、見積書を取得し発注前に市町へ相談することが重要**であり、これらの内容等について、「**自費解体ガイド～解体費用の立替えと払戻し～**」を**石川県及び環境省で作成**（次ページ）

※解体費、運搬費、処分費の合計金額で公費解体と経済比較。

※自費解体についても、受付審査や解体費用の算出等の事務処理業務については、市町村担当者のみでは対応が困難となる場合は補助対象となる。

- ✓ **自費解体による解体廃棄物を円滑に運搬・処理できるよう、石川県において、解体廃棄物の持ち込み先・処理先について、県内の産業廃棄物処理業者の市町への情報提供や県ホームページへの掲載を実施。**
- ✓ **効率的な運搬の観点から、県において、各市町に「積替え保管場所」を設置するよう処理業者に働きかけ。**

【参考】自費解体ガイド～解体費用の立替え・払戻しについて～



自費解体ガイド～解体費用の立替え・払戻しについて～



全壊・半壊家屋等の所有者が公費解体申請を行わず、自ら解体事業者に依頼して解体・撤去（自費解体）を行い市町に費用償還を行う場合について、その事務等が円滑に実施されるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報等を石川県及び環境省が連携して整理

自費解体ガイド ～解体費用の立替え・払戻しについて～

- 「自費解体の手引き」（環境省作成）及び「自費解体石川県お役立ち情報」（石川県作成）の内容について、わかりやすく整理

自費解体の手引き ～解体費用の立替え・払戻しについて～

環境省作成

- 費用償還に当たって、市町村、申請者、解体事業者における各手順や、市町村・申請者における留意事項等を示すとともに、よくある質問や申請書・見積書の標準様式を掲載。

- ・費用償還について
- ・費用償還の手続きフロー
- ・費用償還の留意事項
- ・費用償還の算定方法
- ・よくある質問
- ・参考資料

自費解体（解体費用の立替え・払戻し） 石川県お役立ち情報

石川県作成

- 費用償還チラシのひな形や、各市町の案内状況、費用償還の実施例、解体費用の算出例、解体工事が実施可能な事業者、県内の産業廃棄物処理施設などの情報を掲載。

- ・費用償還チラシのひな形
- ・各市町における自費解体の案内状況
- ・費用償還の実施例
- ・解体工事ができる事業者
- ・県内の産業廃棄物処理施設

R6年能登
半島地震

④公費解体 課題8：仮置場の追加確保

ポイントの
取組

課題

- ✓ 公費解体申請棟数の増加、発生量推計の見直しに伴い、解体廃棄物の仮置場の追加確保を実施。
- ✓ 石川県では二次仮置場の設置は行われなかったものの、仮置場に破碎、選別設備を導入するなどして、再生利用の促進を図っている。
- ✓ 二次仮置場の設置が必要となる状況等の整理が必要。
- ✓ 廃棄物発生量の定量把握、質の把握のため、仮置場の標準的な管理方法の検討が必要。
- ✓ コンクリートがらをはじめとする再生利用可能な品目に関する、事例・知見の整理が必要。

災害廃棄物処理体制の拡充の状況



仮置場の追加確保

- 解体班数がピークに到達し、公費解体が本格化したことに伴い、大量に発生する解体ごみに見合った仮置場を整備

加速化プラン策定時
(R6.8.26)
16箇所

現時点 (R6.11.30)
18箇所
七尾市 : 1箇所増
中能登町 : 1箇所増

今後の予定
23箇所
輪島市 : 1箇所増 (R6.12予定)
七尾市 : 1箇所増 (R7.1予定)
検討中 : 3箇所



市町別の運用状況

市町	仮置場	面積 (m ²)
珠洲市	ジャンボリー跡地	120,000
輪島市	輪島仮置場 1	30,000
	輪島仮置場 2	22,350
	輪島仮置場 3	8,600
	輪島仮置場 4 (整備中・R6.12運用開始予定)	14,700
	候補地 A (検討中)	15,000
能登町	候補地 B (検討中)	20,000
	宇出津新港	22,000
穴水町	穴水港あすなろ広場横	20,000
	ホクエツ工業跡地穴水工場跡地	10,000
七尾市	七尾大田仮置場	15,800
	七尾津向仮置場 (R6.11.5運用開始)	15,000
	七尾中島仮置場 (整備中・R7.1運用開始予定)	15,000

市町	仮置場	面積 (m ²)
富来野球場駐車場	12,000	
志賀町	旧志賀中学校グラウンド	12,000
	候補地 C (検討中)	14,000
中能登町	後山仮置場	6,650
	金丸仮置場 (R6.11.1運用開始)	3,000
羽咋市	寺家工業団地	13,500
宝達志水町	市民センター アステラス駐車場	6,000
かほく市	大崎海水浴場駐車場	7,500
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000
金沢市	戸室新保埋立場内	
計	23箇所	-

出典：第6回能登創造的復興タスクフォース会議（令和7年1月22日）
石川県資料

R6年能登
半島地震

④公費解体 課題9：広域処理の拡充

ポイントの
取組

課題

- ✓ ブロック内（中部圏）に加え、関東圏、関西圏での広域処理を実施。
- ✓ 被災地の立地、交通アクセスの状況を踏まえ、陸上輸送、海上輸送、鉄道輸送の複数の輸送手段を活用。
- ✓ 広域処理に関する関係者間の連携強化及び発災時の早期の広域処理体制構築のため、平時からの既設処理施設等の情報収集の実施。
- ✓ 広域処理に関する関係者間の調整役の必要性。
- ✓ コンクリートがらをはじめとする再生利用可能な品目に関する、事例・知見の整理が必要。

中部ブロック

- ・大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。6県（富山・福井・岐阜・長野・愛知・三重）19市町村等で9/4以降順次受入処理開始。



北陸ブロック内で、宇出津港（能登町：7/11開始）、飯田港（珠洲市：7/30開始）、穴水港（穴水町：10/19開始）、七尾港（七尾市：12/10開始）を活用した**海上輸送**を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。



関東ブロック

- ・効率的な運搬が可能な**鉄道輸送での広域処理**を実施。東京都、川崎市、横浜市で9/27以降順次受入処理中。

近畿ブロック

- ・大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。大阪府1組合（大阪広域環境施設組合）で1/15以降受入処理開始。



陸上輸送 広域処理フロー



課題10：支払いの円滑化

解体業者、廃棄物処理業者が安心して事業を継続できるよう、実績に対する支払いが遅滞なく行われる体制を構築する必要がある。また、自費解体は、いったん被災者が自らの費用負担により解体工事を実施し、後日その償還を受けることとなるため、被災者が安心して申請できるよう、遅滞なく償還を行う体制を構築する必要がある。

→ 【公費解体】

- ✓ 市町から契約先（協会）に対しては、請求書を受領した日から**30日以内の支払い**を徹底。
- ✓ 元請から下請に対しては、工事完了後、およそ**2ヶ月以内に支払い**を行うなど滞りなく事業者にお金が流れるよう、周知。

【自費解体】

- ✓ **自費解体に伴う費用償還の申請を受けた日から2ヶ月以内の償還金の支払い**を徹底。

（参考）自費解体に係る支払事務の処理期間

市町毎に事務手続きの流れや処理の進度等が異なると思われるが、一般的に以下の処理及び処理期間が考えられる。

- ・費用償還の申請受付から請求書の受領まで：概ね30日以内
- ・請求書の受領から償還金の支払まで：概ね30日以内

※ また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」など支払期間の適正性の確保に資する法規等についても参照。

課題11：事務応援体制

被災市町の申請受付事務に関する業務が減少したことから、応援自治体等の短期派遣等が徐々に減少。一方で、工事前調整や全体の工程管理等の業務が増大。引き続き被災市町での公費解体・災害廃棄物処理の事務体制への応援が必要。

→ ✓ 被災者からの申請ニーズ、解体完了後の支払い進捗状況に応じて**必要な体制を確保**。

✓ 被災市町での臨時雇用等を行い、なお不足する人員については環境省からも他自治体に呼びかけを行い体制確保を支援。

	派遣者数
短期派遣	13名※1
中長期派遣※3	38名※1
石川県から派遣	15名※1
環境省から派遣	16名※2

※1 6市町合計。8月末時点。

※2 県及び6市町合計。8月末時点。累計6,633名・日

※3 公費解体に従事する者に限る